

第5章 地区別の方針

1 地区別の方針の役割

「第4章 将来像実現に向けた施策」を踏まえ、地域特性に応じて緑と水が持つ機能を生かす取組の方向性を具体的に示すため、5つの総合支所の区域に区分して、地区別の方針を示します。

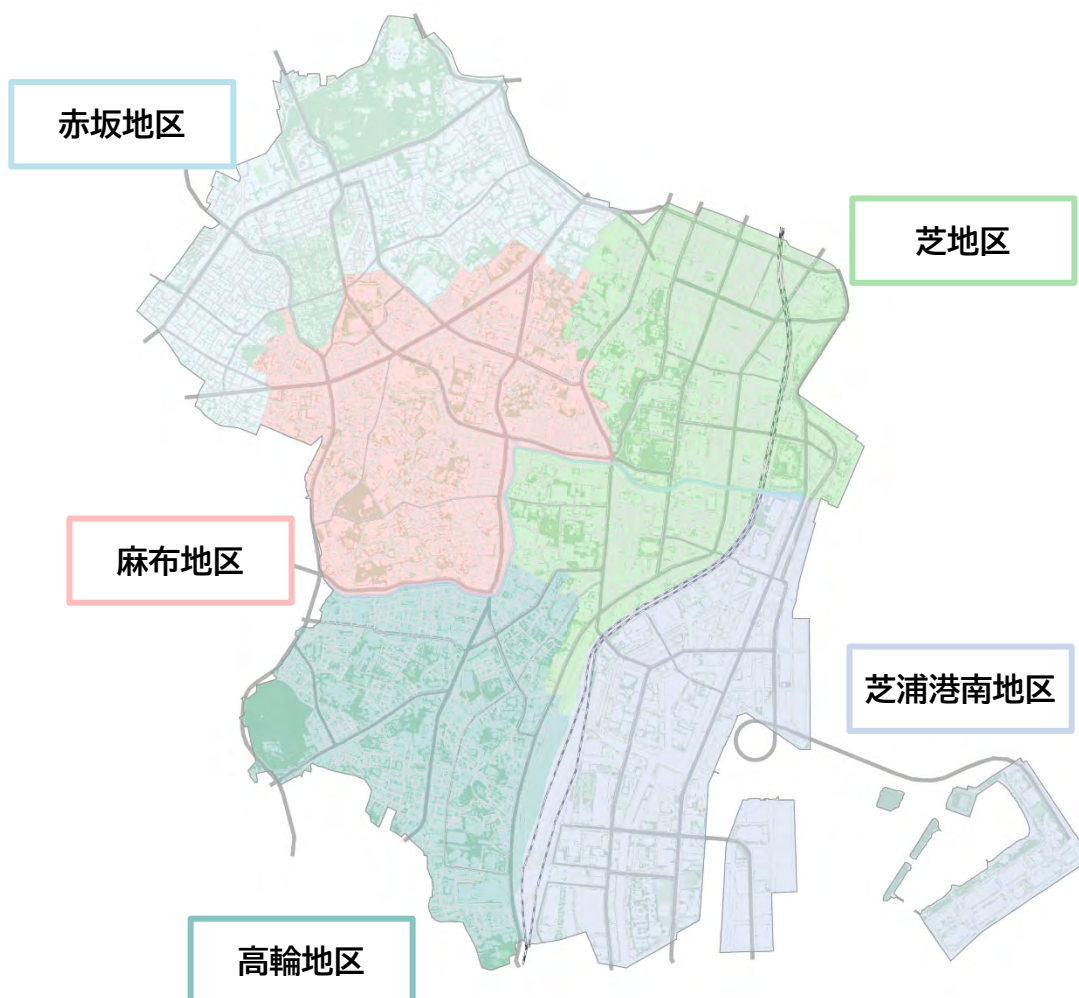


図5-1-1 地区区分

芝地区	芝、海岸一丁目、東新橋、新橋、西新橋、三田一～三丁目 浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布地区	麻布狸穴町、麻布永坂町、南麻布、元麻布、西麻布、六本木 麻布台、麻布十番、東麻布
赤坂地区	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪地区	三田四・五丁目、高輪、白金、白金台
芝浦港南地区	芝浦、海岸二・三丁目、港南、台場

2 芝地区の方針

(1) 芝地区の特性

①土地利用

- 旧東海道（現在の国道 15 号）が通り、史跡等の貴重な文化財が数多くあるとともに、芝公園などの自然環境にも恵まれています。
- 環状第 2 号線の周辺において、日本有数の商業・業務地として、にぎわいのあるまちづくりが進んでいます。

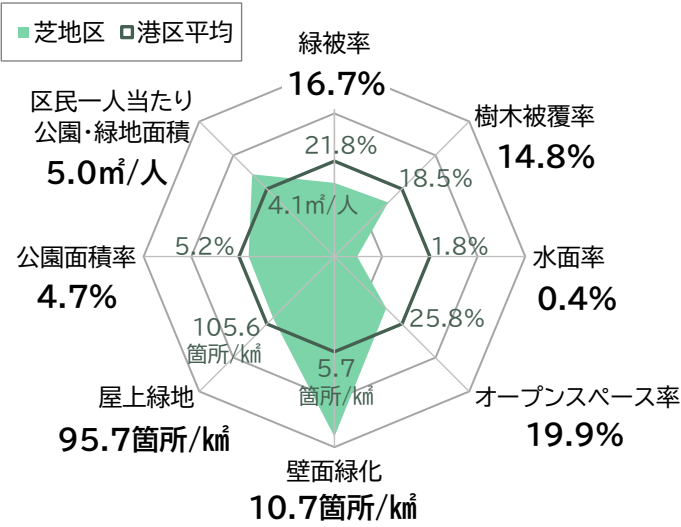
②緑と水の現況

- 芝公園、愛宕神社、旧芝離宮恩賜庭園など、歴史・文化資源と一体となった豊かで風格の感じられる緑の拠点があります。
- 商業・業務地が広がるため、緑被率や樹木被覆率は区平均より低いものの、1 km²当たりの壁面緑化箇所数は 5 地区中最も多く、開発事業等を通じて立体的な緑化が進んでいます。

■基礎データ

	芝地区	港区全体に占める割合
地区面積	448.27 ha	21.6%
人口 (R 2. 4. 1 現在)	41,951 人	16.0%
公園・緑地総面積※ (H29)	211,748 m ²	19.4%

■緑と水の現況

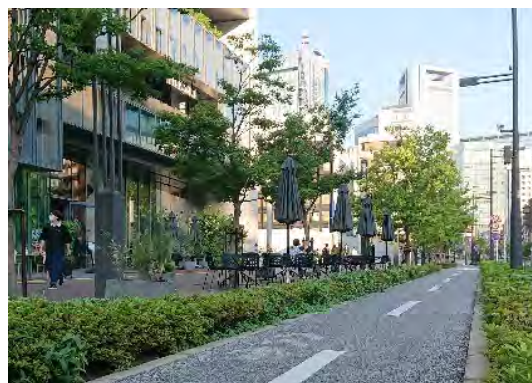


※公園・緑地総面積の算出対象
区立公園、区立児童遊園、区立緑地、区立遊び場
都立公園、都立海上公園、国の公園等（明治神宮外苑、国立科学博物館附属自然教育園）

■芝地区の主な緑と水



生きものの生息に配慮してつくられた
オープンスペース（虎ノ門ヒルズ 森タワー）



沿道がにぎわい空間になっている道路
（環状第2号線）



四季の豊かさを大切にしたオープンスペース
（ホテルオークラ公開庭園）



地形や既存樹木を生かして整備されたオープンスペース
（東京ワールドゲート）



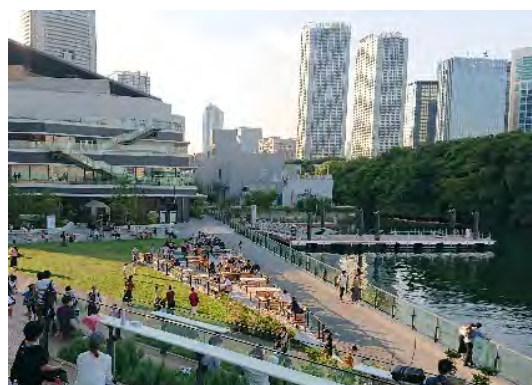
パブリックアートを楽しめるオープンスペース
（アークヒルズ 仙石山森タワー）



開放的な空間に多くの来街者が集う公園
（区立芝公園）



住民や働く人の憩いの場になっている公園
（旧芝離宮恩賜庭園 児童公園）



水辺に開かれたオープンスペース
（ウォータース竹芝 汐留川）

(2) 取組の方向性

①環境負荷の少ないまち

- 夏期日中の気温が高いエリアを中心に、街路樹の育成や、沿道敷地の高木の育成等による緑陰形成、建物からの照り返しを抑制する塀や壁面の緑化を進めます。(ア)
- 生物多様性に資する供給地である芝公園、旧芝離宮恩賜庭園を結ぶエコロジカルネットワークの充実を図るため、周辺エリアにおいて生物多様性に配慮した緑化の誘導、生きものに配慮した公園の整備・管理に特に努めます。(イ)

②暮らしやすい生活環境の形成と健康の向上

- 「健康増進に関わるコース」のうち特に緑視率が低いエリアについては、道路緑化、沿道緑化を推進します。(ウ)
- 赤坂・虎ノ門緑道は、区道と沿道のオープンスペースが一体となった大規模な緑道空間を形成します。

③安全・安心（防災・減災）の確保

- 愛宕、三田地域の「土砂災害警戒区域のある斜面地」において、斜面緑地の保全に配慮してがけや擁壁の安全性の向上を図ります。

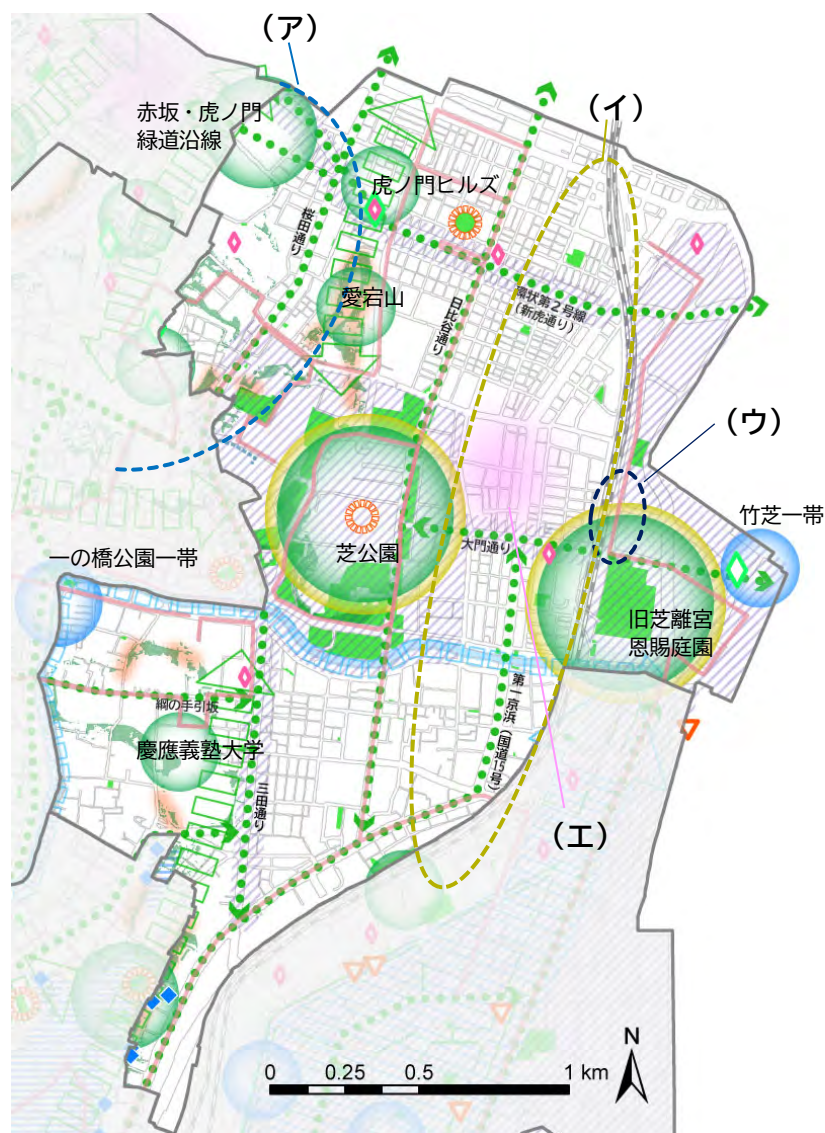
④人々の交流や地域コミュニティの活性化

- 「歩いて行ける範囲に公園がないエリア」である芝大門地域の一部では、公園または公園と同等の機能を有するオープンスペース等を確保します。(エ)

⑤まちの魅力・風格の向上

- 江戸時代の代表的な大名庭園の風情を残す旧芝離宮恩賜庭園や芝公園、慶應義塾大学など拠点となる緑、愛宕山など台地の外縁にあたる斜面緑地の緑を保全します。
- 開発事業等が行われる際には、斜面緑地などの原地形を残した緑豊かなオープンスペースが確保されるよう誘導します。
- 古川沿いにおいて、水辺に親しめる空間を充実させていくため、開発事業等の機会を捉えて、遊歩道の整備、アプローチの向上を進めます。
- 古川沿川での開発事業等の際には、古川の水質改善、水量の確保に向けた取組（部分分流やビル内での浄化設備等）を検討します。
- 芝公園は、連続的な緑を保全、創出するとともに、歴史・文化資源と自然環境を生かした空間づくりを進めます。
- 公園や道路からの視点だけでなく、水辺やデッキ、高層の広場などの様々な視点から庭園の緑や寺社の緑、水辺などを楽しめるよう配慮します。
- 新橋・虎ノ門地域では、国際ビジネス拠点にふさわしい緑豊かな憩いの空間を形成するため、就業者や来街者等の利用者層を考慮した公園やオープンスペースの整備を推進します。

■芝地区の緑と水の方針図



配置方針

- 緑の拠点
- 水の拠点
- 地形を生かした緑の軸
- 道路を生かした緑の軸
- 水の軸

現況

- 主要な公園
- 斜面緑地
- 歩いて行ける範囲に公園がないエリア
- <環境>**
 - 湧水〔自然湧出〕
 - 湧水〔ポンプアップ〕
 - 地下水涵養域
 - 生物多様性に資する供給地
 - 生物多様性に関する認証（ABINC、JHEP）を受けた施設
- <健康>**
 - 健康増進に関わるコース

<防災・減災>

- 防災機能を有する公園
- 土砂災害警戒区域のある斜面地
- 防災船着場

<コミュニティ>

- まちづくり団体がイベント等を開催しているオープンスペース

<まちの魅力 歴史・文化>

- 景観形成特別地区

3 麻布地区の方針

(1) 麻布地区の特性

①土地利用

- 台地と低地が複雑に入り組み、起伏に富んだ坂道の多い地区です。
- 六本木を中心に大規模な開発事業等が行われ、商業・業務機能が集積する一方で、元麻布など閑静な住宅街も分布しています。
- 区内に所在する大使館の約6割が立地し、外資系企業も多いことから、国際色豊かなまちとなっています。

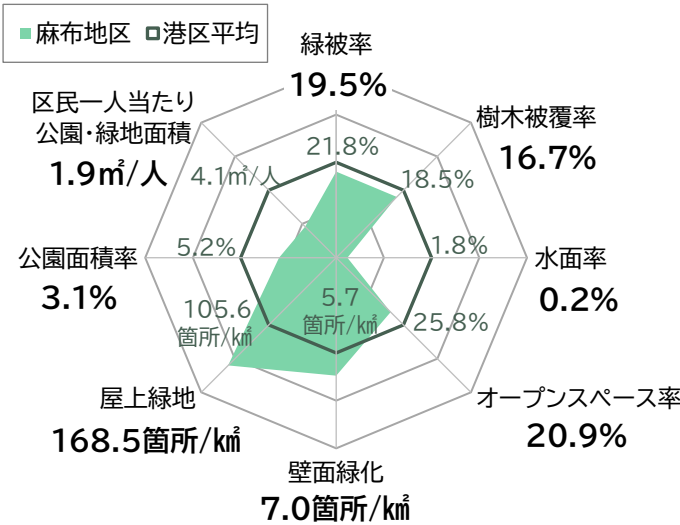
②緑と水の現況

- 起伏に富んだ地形から、斜面緑地、善福寺の柳の井戸、がま池などの湧水が各所に残され、地区の南端には古川が流れています。
- 大規模な商業施設や集合住宅等の建設に伴い、屋上緑化や壁面緑化が多く行われています。
- 有栖川宮記念公園を中心にまとまった緑が残されていますが、人口の増加に伴い、一人当たりの公園・緑地面積は他地区に比べて少ない状況です。

■基礎データ

	麻布地区	港区全体に占める割合
地区面積	382.8 ha	18.6%
人口 (R 2. 4. 1 現在)	62,326 人	23.8%
公園・緑地総面積※ (H29)	122,021 m ²	11.2%

■緑と水の現況



■麻布地区の主な緑と水



豊かな自然を残す公園
(有栖川宮記念公園)



まちの名所となる街路樹
(六本木けやき坂通り)



見通しがよく明るく生まれ変わった公園
(六本木西公園)



古川沿いに親水空間を有する公園
(新広尾公園)



まちなかで受け継がれている湧水
(柳の井戸)



保育園が隣接する公園
(飯倉公園)



商店街の中の憩いの緑
(麻布十番パティオ)



子どもから高齢者まで様々な世代の住民の憩う公園
(網代公園)

(2) 取組の方向性

①環境負荷の少ないまち

- 夏期日中の気温が高いエリアを中心に、街路樹の育成や、沿道敷地の高木の育成等による緑陰形成、建物からの照り返しを抑制する塀や壁面の緑化を進めます。(ア)
- 湧水地の保全を進めるとともに、湧水の水源となる地下水涵養域を中心に、雨水浸透施設の設置を促進します。
- 生物多様性に資する供給地である有栖川宮記念公園、湧水を生かしたビオトープのある元麻布三丁目緑地において、生きものに配慮した公園の管理を進めます。
- 有栖川宮記念公園から青山霊園の間のエリアは緑が少ないため、それぞれの緑のつながりが弱い状態となっていることから、建物緑化、屋上緑化などの緑を増やす取組を進めます(イ)。

②暮らしやすい生活環境の形成と健康の向上

- 「健康増進に関わるコース」のうち特に緑視率が低いエリアについては、道路緑化、沿道緑化を推進します。(ウ)

③安全・安心（防災・減災）の確保

- 元麻布等の「土砂災害警戒区域のある斜面地」において、斜面緑地の保全に配慮してがけや擁壁の安全性の向上を図ります。

④人々の交流や地域コミュニティの活性化

- 「歩いて行ける範囲に公園がないエリア」である西麻布地域において、公園または公園と同等の機能を有するオープンスペース等を確保します。(エ)

⑤まちの魅力・風格の向上

- 有栖川宮記念公園、六本木ヒルズなどの拠点となる緑、緑の骨格を形成する斜面緑地を保全し、豊かな緑と地域の特性である坂道を生かした景観形成を進めます。
- 六本木地域では美術館などの文化芸術施設と道路、公園・オープンスペース等のまちの空間の一体的な活用・連携により、身近に文化にふれられる空間づくりを進めます。
- 古川沿いでは、水辺に親しめる空間を充実させていくため、開発事業等の機会を捉えて水辺空間の連続化を図ります。
- 水の拠点である一の橋公園周辺では、古川の再生整備に合わせて東京電力からの滲出水の放流や光の演出などを継続しつつ、古川のさらなる魅力向上と地域のにぎわい拠点となるような環境をつくります。
- 古川沿川での開発事業等の際には、古川の水質改善、水量の確保に向けた取組（部分分流やビル内での浄化設備等）を検討します。

■麻布地区の緑と水の方針図



配置方針	現況	
- 緑の拠点 - 水の拠点 - 地形を生かした緑の軸 - 道路を生かした緑の軸 - 水の軸	- 主要な公園 - 斜面緑地 - 歩いて行ける範囲に公園がないエリア <環境> - 湧水〔自然湧出〕 - 湧水〔ポンプアップ〕 - 地下水涵養域 - 生物多様性に資する供給地 - 生物多様性に関する認証 (ABINC、JHEP) を受けた施設 <健康> - 健康増進に関わるコース	<防災・減災> - 防災機能を有する公園 - 土砂災害警戒区域のある斜面地 - 防災船着場 <コミュニティ> - まちづくり団体がイベント等を開催しているオープンスペース <まちの魅力 歴史・文化> - 景観形成特別地区

4 赤坂地区の方針

(1) 赤坂地区の特性

①土地利用

- 外堀通り、青山通りなどの幹線道路沿いに商業地・業務地が広がり、街区内部に低層住宅や店舗が共存する住宅地が立地しています。
- 赤坂氷川神社をはじめ、由緒ある寺社が多く、歴史を感じられる資源が多数残されています。

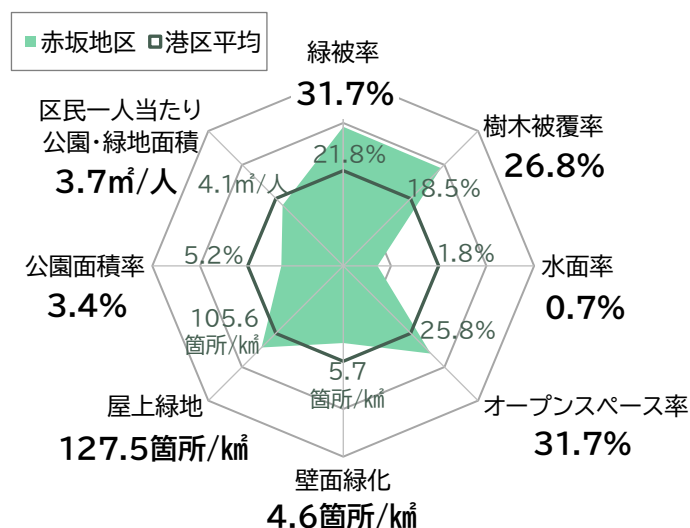
②緑と水の現況

- 赤坂御用地、青山霊園、明治神宮外苑等の大規模な緑地が分布し、緑被率、樹木被覆率は5地区で最も高いものの、日常の生活空間となる住宅地、商業地の緑は必ずしも多くない状況です。
- 東京ミッドタウン六本木、赤坂インターシティA I Rなど、開発事業によって緑豊かなオープンスペースが増えています。

■基礎データ

	赤坂地区	港区全体に占める割合
地区面積	413.4 ha	19.9%
人口 (R 2. 4. 1 現在)	38,004 人	14.5%
公園・緑地総面積※ (H29)	142,458 m ²	13.0%

■緑と水の現況



■赤坂地区の主な緑と水



沿道の緑と一体となって風格ある
街並みをつくる通り（青山通り）



大木がはぐくまれている寺社の緑
（赤坂氷川神社）



歩いて楽しい民間のオープンスペース
（赤坂インターシティAIR）



人工地盤上に豊かな緑が育つオープンスペース
（アークヒルズ）



歴史的な緑と水を感じる公園
（櫛町公園）



木陰で休める空間が随所に設けられた
オープンスペース（住友不動産六本木グランドタワー）



隣接する公園とつながる広々とした芝生の
オープンスペース（東京ミッドタウン六本木）



豊富な緑と一体となった外濠の水辺空間

(2) 取組の方向性

①環境負荷の少ないまち

- 夏期日中の気温が高いエリアを中心に、街路樹の育成や、沿道敷地の高木の育成などによる緑陰形成、建物からの照り返しを抑制する塀や壁面の緑化を進めます。(ア)
- 根津美術館に残る湧水地の保全を進めるとともに、湧水の水源となる地下水涵養域を中心に、雨水浸透施設の設置を促進します。
- 生物多様性に資する供給地である青山霊園、明治神宮外苑、赤坂御用地と区の内外を結ぶエコロジカルネットワークの充実を図るため、南青山、赤坂等において生物多様性に配慮した緑化の誘導、生きものに配慮した公園の整備・管理に特に努めます。(イ)

②暮らしやすい生活環境の形成と健康の向上

- 「健康増進に関わるコース」のうち特に緑視率が低いエリアについては、道路緑化、沿道緑化を推進します。(ウ)
- 赤坂・虎ノ門緑道は、区道と沿道の空地が一体となった大規模な緑道空間を形成します。

③安全・安心（防災・減災）の確保

- 「土砂災害警戒区域のある斜面地」において、斜面緑地の保全に配慮してがけや擁壁の安全性向上を図ります。

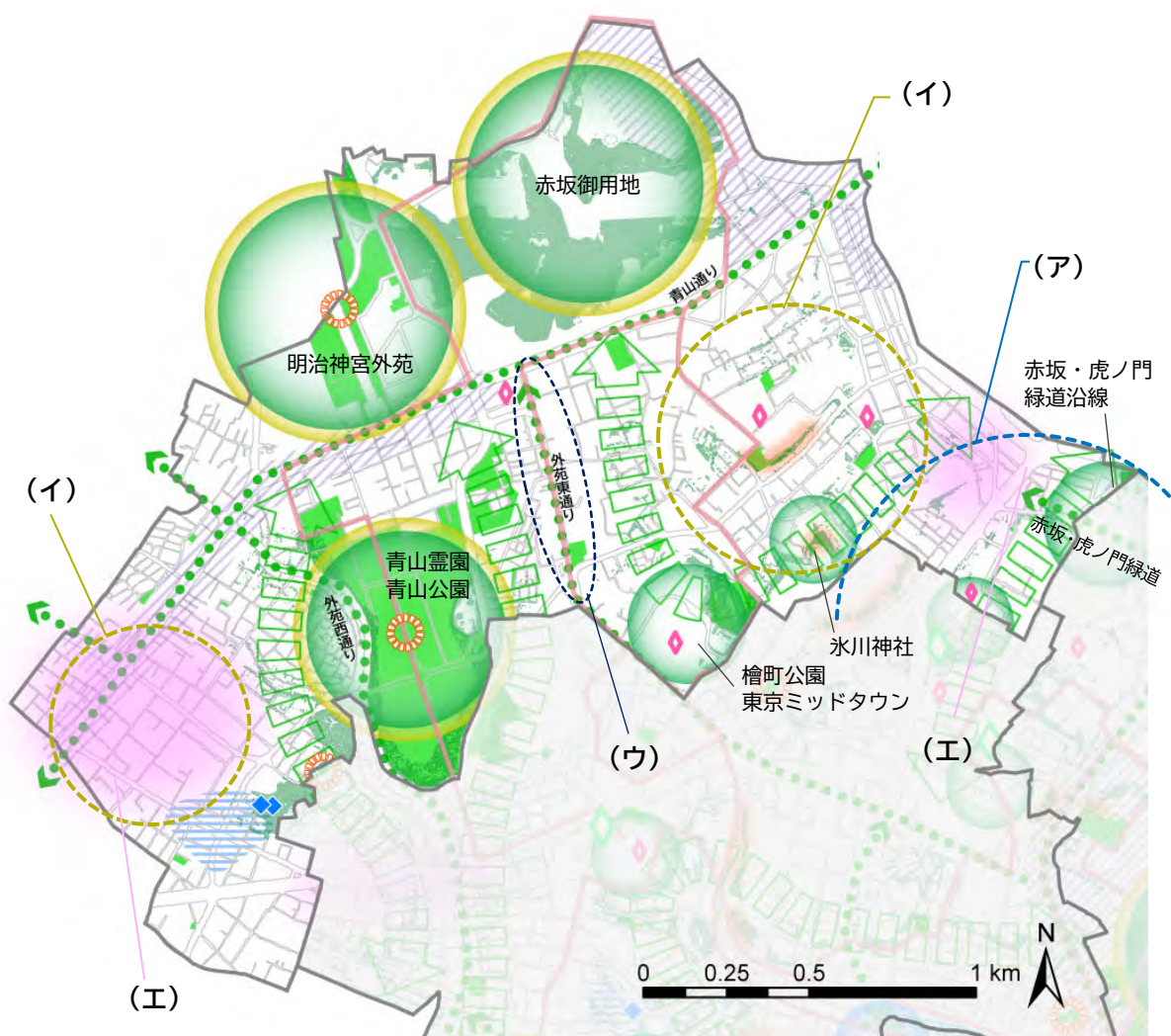
④人々の交流や地域コミュニティの活性化

- 「歩いて行ける範囲に公園がないエリア」である表参道駅や溜池山王駅周辺において、公園または公園と同等の機能を有するオープンスペース等を確保します。(エ)
- 開発事業等で整備されたオープンスペースの利活用を支援するとともに、それらオープンスペースと隣接する公園が一体的に活用されるような仕組みを検討します。

⑤まちの魅力・風格の向上

- 青山霊園等の斜面緑地、赤坂地域の坂道、赤坂氷川神社の樹林など、地形や歴史・文化資源と一体となった緑を生かした景観形成を進めます。
- 景観形成特別地区に指定された青山通り周辺、神宮外苑銀杏並木周辺、外濠周辺において、緑と水を生かした景観形成を進めます。

■赤坂地区の緑と水の方針図



配置方針	現況	
- 緑の拠点 - 水の拠点 - 地形を生かした緑の軸 - 道路を生かした緑の軸 - 水の軸	- 主要な公園 - 斜面緑地 - 歩いて行ける範囲に公園がないエリア <環境> - 湧水〔自然湧出〕 - 湧水〔ポンプアップ〕 - 地下水涵養域 - 生物多様性に資する供給地 - 生物多様性に関する認証 (ABINC、JHEP) を受けた施設 <健康> - 健康増進に関わるコース	<防災・減災> - 防災機能を有する公園 - 土砂災害警戒区域のある斜面地 - 防災船着場 <コミュニティ> - まちづくり団体がイベント等を開催しているオープンスペース <まちの魅力 歴史・文化> - 景観形成特別地区

5 高輪地区の方針

(1) 高輪地区の特性

①土地利用

- 台地上のエリアは住宅地が多く、低地部には住宅、店舗、工場が混在しており、全体に住宅地としての特性が強い地区になっています。
- 近年は、高層の集合住宅の建設が相次ぎ、人口が増加しています。

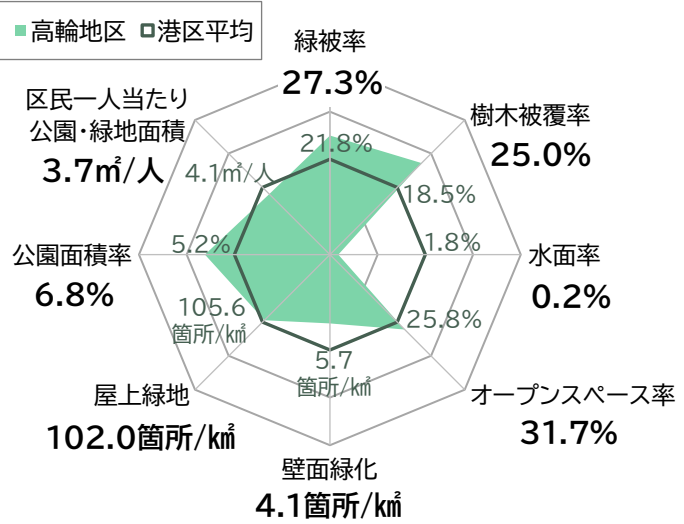
②緑と水の現況

- 自然教育園やホテル等の商業用地、寺社などにまとまった緑が残されているとともに、屋敷林も多く、緑被率、樹木被覆率は赤坂地区に次いで2番目の高さとなっています。
- 国道15号の西に位置する高輪台地に沿って斜面緑地、湧水が残されています。

■基礎データ

	高輪地区	港区全体に占める割合
地区面積	344.2 ha	16.6%
人口 (R2.4.1現在)	62,287 人	23.8%
公園・緑地総面積※ (H29)	235,035 m ²	21.5%

■緑と水の現況



■高輪地区の主な緑と水



豊かな自然と生物相を有する自然教育園



古川沿いの親水テラス（白金公園）



背景に立ち並ぶビルとのコントラストが印象的な公園の広場（三田台公園）



自然、遊びなど多様な機能を持つ公園（亀塚公園）



斜面緑地が残された公園（高輪森の公園）



豊かな自然が感じられる保護樹林



子どもたちが集う高輪公園



高松くすのき公園

(2) 取組の方向性

①環境負荷の少ないまち

- 湧水地の保全を進めるとともに、湧水の水源となる地下水涵養域を中心に、雨水浸透施設の設置を促進します。
- 生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所に指定されている亀塚公園、高輪森の公園等において、生きものの生息・生育に適した環境づくりを進めます。(ア)
- 港区の北部に位置する生物多様性に資する拠点と比較して、自然教育園周辺には大規模な緑地がないことから、周辺に緑を創出しつなげることで、自然教育園とのエコロジカルネットワークを形成します。(イ)

②暮らしやすい生活環境の形成と健康の向上

- 「健康増進に関わるコース」のうち特に緑視率が低いエリアについては、道路緑化、沿道緑化を推進します。(ウ)
- 白金・三田五丁目周辺など、「子どもの遊び場ニーズの高いエリア」において、開発事業等の機会を捉えて、子どもの利用に配慮した施設整備等を誘導します。(エ)

③安全・安心（防災・減災）の確保

- 白金台地、高輪台地の急傾斜地において、斜面緑地の保全に配慮してがけや擁壁の安全性向上を図ります。
- オープンスペース率が低くかつ地震に関する地域危険度が中程度のエリアについては、開発事業等の機会を捉え、空地を確保するよう進めます。(オ)

④人々の交流や地域コミュニティの活性化

- 「歩いて行ける範囲に公園・オープンスペースがないエリア」(カ)や、「歩いて行ける範囲に公園がないエリア」(キ)である白金二丁目周辺などにおいて、公園または公園と同等の機能を有するオープンスペース等を確保します。
- 都市計画三田台公園の整備を推進します。

⑤まちの魅力・風格の向上

- 古川沿いにおいて、水辺に親しめる空間を充実させていくため、開発事業等の機会を捉えて水辺空間の連続化を図ります。
- 斜面緑地を含む敷地で開発事業等が行われる際には、原地形を残した緑豊かなオープンスペースが確保されるよう誘導します。
- 品川駅及び高輪ゲートウェイ駅周辺では、国際交流拠点にふさわしい環境都市を実現するため、緑陰空間が連続したプロムナードの形成や緑豊かなオープンスペースの整備などを行い、豊富な緑量の確保と魅力ある街並みづくりを進めます。
- 自然教育園、寺社、学校など、大規模で歴史的なゆかりのある緑を保全します。

■高輪地区の緑と水の方針図



配置方針	現況
 緑の拠点	 主要な公園
 水の拠点	 斜面緑地
 地形を生かした緑の軸	 歩いて行ける範囲に公園がないエリア
 道路を生かした緑の軸	<環境>
 水の軸	 湧水〔自然湧出〕
	 湧水〔ポンプアップ〕
	 地下水涵養域
	 生物多様性に資する供給地
	 生物多様性に関する認証（ABINC、JHEP）を受けた施設
	<健康>
	 健康増進に関わるコース
	<防災・減災>
	 防災機能を有する公園
	 土砂災害警戒区域のある斜面地
	 防災船着場
	<コミュニティ>
	 まちづくり団体がイベント等を開催しているオープンスペース
	<まちの魅力 歴史・文化>
	 景観形成特別地区

6 芝浦港南地区の方針

(1) 芝浦港南地区の特性

①土地利用

- 大半が埋め立てによりできたことから、起伏の少ない平らな地形となっており、その中を運河等が縦横に走り、開放感のある景色を生み出しています。
- 近年の開発事業等により、多くの高層マンションが建設され、居住人口が増加傾向にあります。

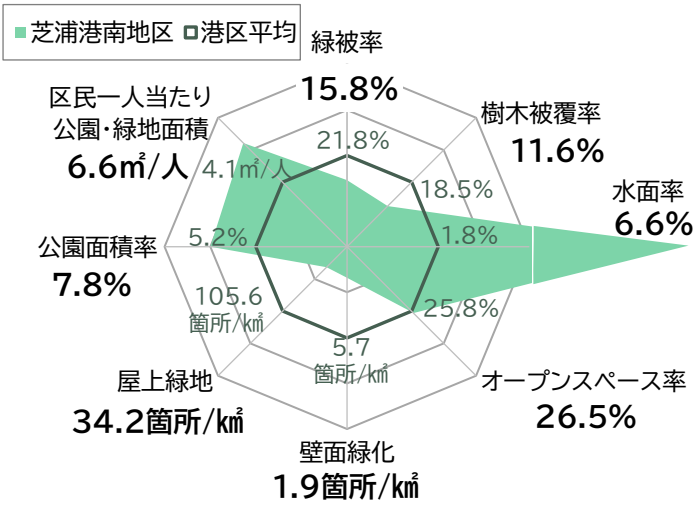
②緑と水の現況

- 埋立地に広がる地区のため、他の4地区と比較して相対的に緑が少ないものの、近年の開発事業等を背景に、緑被率は上昇しています。
- 運河、海の水辺は地区の重要な資源であり、これらの資源を地区の魅力、価値の向上につなげる取組を進めています。

■基礎データ

	芝浦港南地区	港区全体に占める割合
地区面積	485.1 ha	23.4%
人口 (R 2. 4. 1 現在)	57,355 人	21.9%
公園・緑地総面積※ (H29)	382,033 m ²	34.9%

■緑と水の現況



■芝浦港南地区の主な緑と水



公共施設整備に合わせて創出された
芝浦公園・みなとパーク芝浦の広場



メタセコイアの並木・彫刻・運河がつくる
芝浦の印象的な風景



公園と民間のオープンスペースが一体となった
芝浦中央公園・品川シーズンテラス



歩行空間にうおいをもたらす民有地の緑
(Shinagawa HEART)



オフィス街にうおいをもたらすオープンスペース
(品川セントラルガーデン)



運河と緑が調和した運河沿緑地



水辺に開かれた地域住民の憩いの空間
(港南緑水公園)



歴史的な台場と新しい街並みが調和するお台場

(2) 取組の方向性

①環境負荷の少ないまち

- 地区全体が夏期日中の気温が高いエリアとなっていることから、街路樹の育成や、沿道敷地の高木の育成などによる緑陰形成、建物からの照り返しを抑制する塀や壁面の緑化を進めます。
- 生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所に指定されている芝浦中央公園、港南緑水公園等において、生きものの生息・生育に適した環境づくりを進めます。

②暮らしやすい生活環境の形成と健康の向上

- 「子どもの遊び場ニーズの高いエリア」において、開発事業等の機会を捉えて、子どもの利用に配慮した施設整備等を誘導します。(ア)

③安全・安心（防災・減災）の確保

- 水上輸送拠点として指定する芝浦運河や高浜運河等の防災船着場が災害時において活用できるよう、関係機関と連携し、防災船着場（切り下げ護岸）の維持管理を継続します。

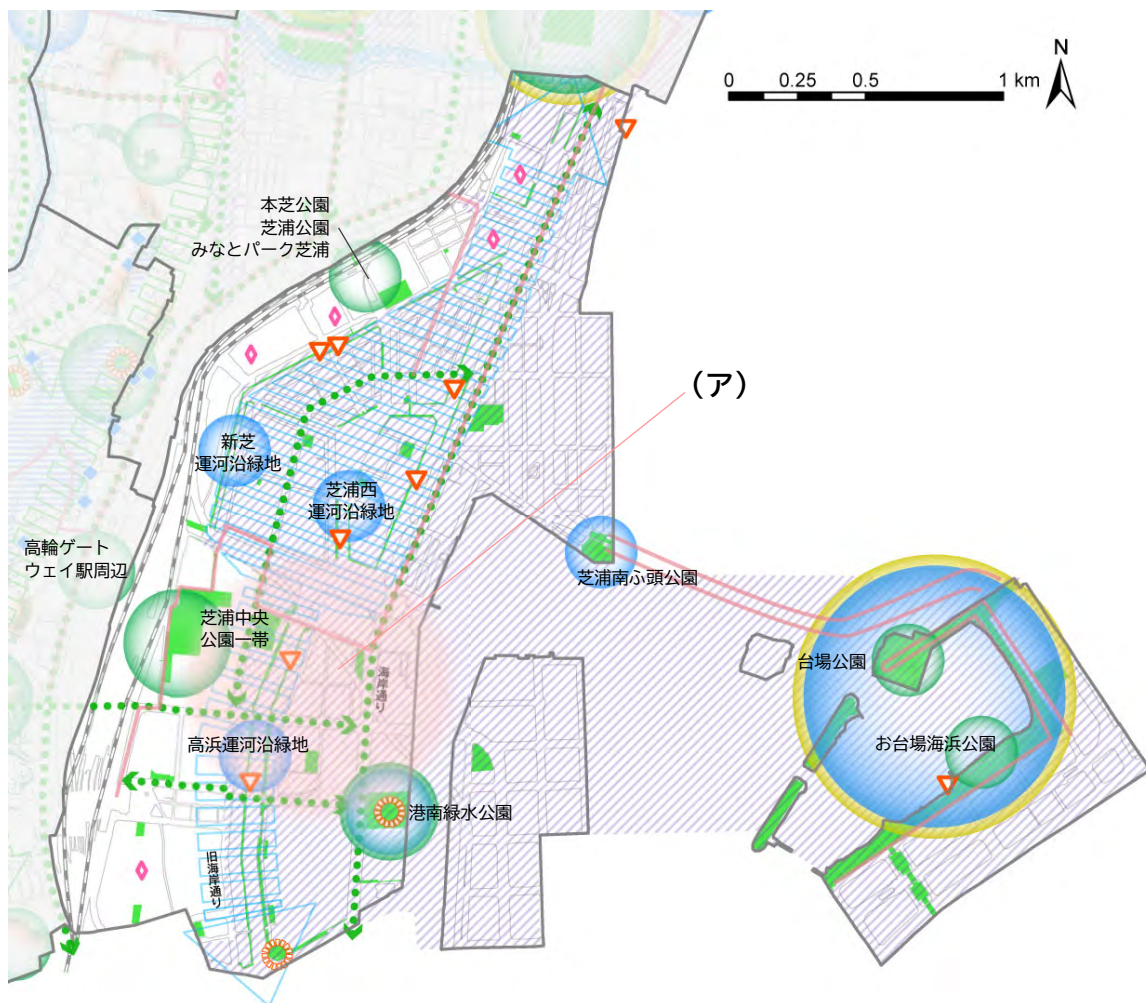
④人々の交流や地域コミュニティの活性化

- 緑の拠点、水の拠点を形成する本芝公園・芝浦公園・みなとパーク芝浦、芝浦中央公園一帯、港南緑水公園、台場等において、地域で暮らし働く人々に親しまれる緑を育成するとともに、多様な利活用を推進します。

⑤まちの魅力・風格の向上

- 運河と海辺の魅力を向上していくため、運河沿いや海辺において開発事業等の機会を捉えて、親水性の向上や水辺空間の連続化を図ります。
- 運河沿いの遊歩道の連続化や水辺へのアクセスの向上を図るとともに、船着き場や、にぎわい創出のためのイベントの開催など、水辺空間の多様な活用を推進します。
- 品川駅及び高輪ゲートウェイ駅周辺では、国際交流拠点にふさわしい環境都市を実現するため、緑陰空間が連続したプロムナードの形成や緑豊かなオープンスペースの整備などを行い、豊富な緑量の確保と魅力ある街並みづくりを進めます。
- 「泳げる海、お台場」をめざし、東京都や国、地域の大学をはじめとした関係団体と連携し、水辺の環境整備を推進します。

■芝浦港南地区の緑と水の方針図



配置方針	現況	
- 緑の拠点 - 水の拠点 - 地形を生かした緑の軸 - 道路を生かした緑の軸 - 水の軸	- 主要な公園 - 斜面緑地 - 歩いて行ける範囲に公園がないエリア <環境> - 湧水〔自然湧出〕 - 湧水〔ポンプアップ〕 - 地下水涵養域 - 生物多様性に資する供給地 - 生物多様性に関する認証（ABINC、JHEP）を受けた施設 <健康> - 健康増進に関わるコース	<防災・減災> - 防災機能を有する公園 - 土砂災害警戒区域のある斜面地 - 防災船着場 <コミュニティ> - まちづくり団体がイベント等を開催しているオープンスペース <まちの魅力 歴史・文化> - 景観形成特別地区

第6章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

(1) 港区の緑と水の機能を発揮させていくための要素（リソース）

港区を取り巻く社会情勢の変化に柔軟に対応し、地域のニーズに応え、それらに積極的に取り組んでいくためには、緑と水の機能を最大限に発揮させていくことが重要であり、その基盤となるリソースが不可欠です。

しかしながら、港区が持つリソースには限界があり、区単独で取組を持続していくことは困難です。区民、事業者等と協働し、その際に様々なりソースを活用して取組を進めていきます。

また、これらリソースは取り組む内容や方法によって変わるだけでなく、社会情勢、人々の生活の変化、地域のニーズによって、今後変化していくことが考えられます。

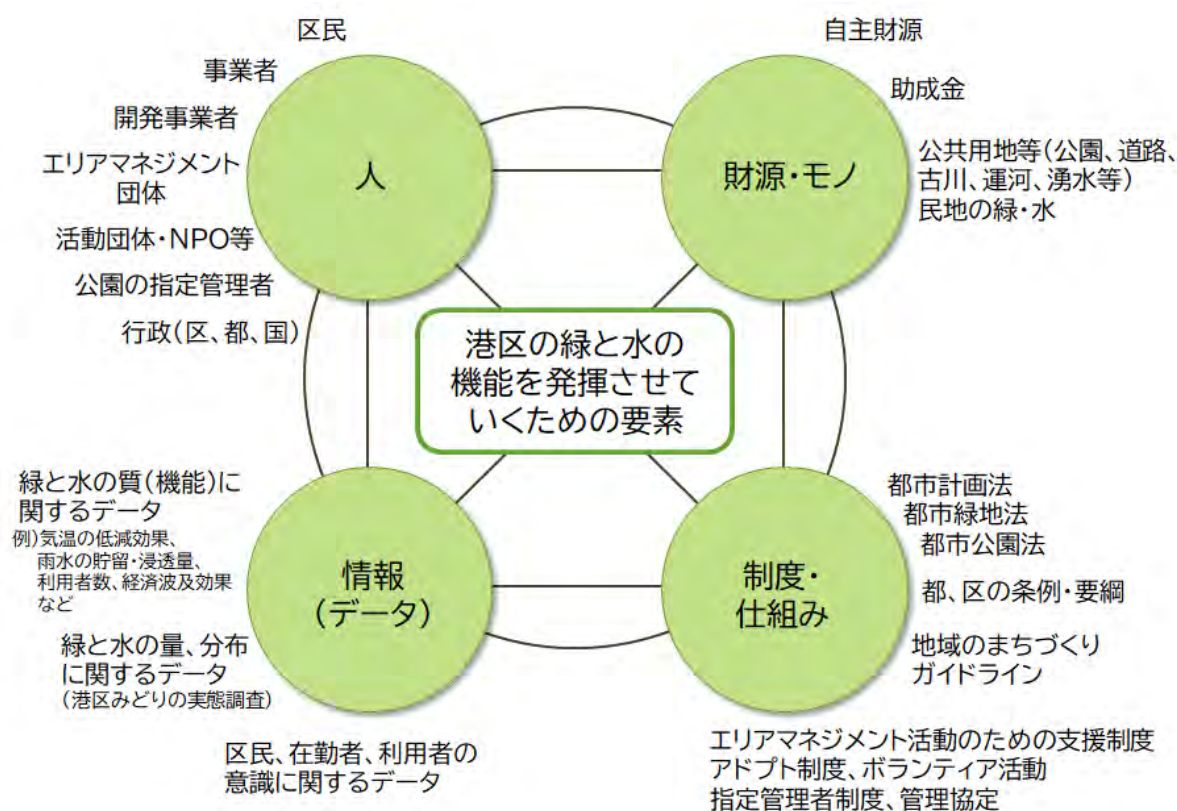


図6-1-1 港区の緑と水の機能を発揮させていくための要素（リソース）イメージ

2 計画の推進に向けて

区内に質が高く豊富な緑や水があるのは、長年にわたり区民、事業者、区が協働し、緑や水を「港区の魅力」と捉え大切に保全、創出してきた結果です。

港区は全てのリソースを持っておらず、またその量にも限界があります。今後もそれらのリソースが増えていくことは想定できません。特に、質の高い新たな緑と水を創出・活用していくためには、建物計画や開発事業等の機会等における取組が重要であり、事業者と区が協働していくことが不可欠です。

計画の推進に向け、特に事業者と区が協働して取り組む事項について整理します。

(1) 緑と水の質の向上への誘導

本計画では、新たに 14 の緑と水の機能を整理し、それらが十分に発揮されることをめざしています。そのためには、建物計画等の際に行う緑の保全、創出について以下のとおり検討を進めます。

① 緑化計画書制度

港区はこれまで昭和 54 (1979) 年から緑化計画書制度により、緑の保全や創出を進め、緑被率や自然環境機能の向上を図ってきました。今後は緑の量の確保に加えて緑の質をより一層向上させていくため、新たに、「健康」や「まちの魅力 歴史・文化」に寄与する機能を高めていくことが必要です。

そのため、緑化基準の見直しの検討に関して、下記の視点を抽出します。

<新たな視点>

- ・健康増進の環境形成の機能
- ・楽しく歩ける環境形成の機能
- ・歴史・文化に親しむ環境形成の機能
- ・国際都市にふさわしい環境形成の機能
- ・まちの歴史を伝える緑と水を生かした景観形成の機能

② 港区みどりの街づくり賞

民間建築物の緑化施設のうち、特に優れたものを表彰する「港区みどりの街づくり賞」により、良好な緑や景観形成に貢献する施設を表彰しています。

その評価基準は、優れたデザインであること、生物多様性に配慮していること、地域への貢献度や緑の公開性が高いことなどとしています。

そのため、評価基準の見直しの検討に関して、下記の視点を抽出します。

<新たな視点>

- ・健康増進の環境形成、楽しく歩ける環境形成の機能（公共空間（道路、公開空地等）から視認できる、ふれあえる緑となっている）
- ・歴史・文化に親しむ環境形成の機能（周辺も含めた歴史的な緑（斜面緑地、寺社の緑、既存樹木等）を生かした計画となっている）
- ・子どもの遊び・子育て支援・教育の場の提供の機能
- ・都市型水害の軽減の機能（雨庭等）

なお、これら基準は、めざす将来像及び緑と水によってめざすまちの姿が変われば、柔軟に変更していく必要があります。

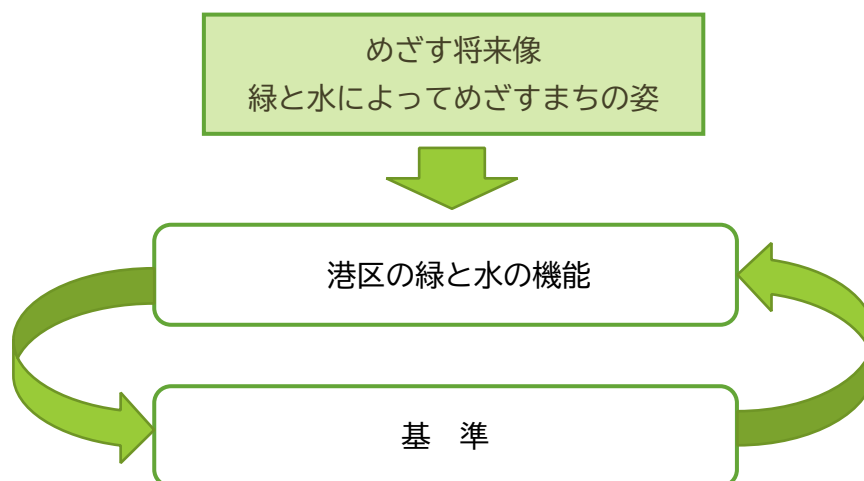


図6-2-1 港区の緑と水の機能、基準の変更のイメージ

(2) 配慮の指針

この配慮の指針は、事業者が開発事業等の新たなまちづくりに当たって、計画策定や事業実施の際に配慮していただきたい事項を示すものです。

めざす将来像の実現に向け、配慮していただく主な事項を列举しており、いわばまちづくりの際の緑と水に関する配慮事項を点検するチェックリストとしての機能を果たすものです。

なお、下記の配慮事項に示す取組1-(1)-②とは、第4章「将来像実現に向けた施策」の取組の番号（62 ページ参照）、重(2)-①とは、重点的な取組の番号（105 ページ参照）を表しています。

機能	配慮事項	関連する制度や根拠
二酸化炭素の吸収・固定	近年の新たな緑化技術を踏まえ、省エネルギー効果もある屋上緑化や壁面緑化に取り組むよう配慮する。 取組1-(1)-②	緑化計画書制度
ヒートアイランド現象の緩和	運河や緑地等のエリアの冷熱源からの風を都市空間内に導くため、連続したオープンスペース（開放的な空間）や、地上付近の通風・換気に有効な「風の道」の確保、その周辺の緑化、さらには木陰を多くつくるような暑熱環境対策に取り組むよう配慮する。 取組1-(2)-①	まちづくりガイドライン等に基づく誘導
健全な水循環系の保全	雨水貯留施設設置に伴い、雨水流出抑制施設設置計画を協議する際には、貯留水の散水利用に取り組むよう配慮する。 地下水涵養域において雨水流出抑制施設設置計画を協議する際には、積極的な浸透施設の設置や貯留槽の再利用水の浸透（散水利用など）に取り組むよう配慮する。 取組1-(3)-①②	雨水流出抑制施設設置等
生物多様性の保全・再生	生きものの生息・生育空間の保全・再生、生きものに配慮した緑地の維持管理を推進するため「生物多様性緑化ガイド」を活用し、緑化における生物多様性へ配慮する。 取組1-(4)-①	緑化計画書制度等
健康増進の環境形成	オープンスペースを活用して健康増進プログラムを提供するなど、区民、在勤者の健康増進につながる支援の検討に努めるよう配慮する。 取組2-(1)-①	まちづくりガイドライン等に基づく誘導

機能	配慮事項	関連する制度や根拠
健康増進の環境形成	「健康増進に関わるコース」上の道路緑化の推進や、沿道緑化に配慮する。 取組2-(1)-②	緑化計画書制度等
子どもの遊び・子育て支援・教育の場の提供	「子どもの遊び場ニーズが高いエリア」でオープンスペースを整備する際は、子どもの利用に配慮した施設整備やプログラムの実施の検討に配慮する。 取組2-(2)-②	まちづくりガイドライン等に基づく誘導
楽しく歩ける環境形成	開発事業等、新たなまちづくりが行われる際には、歩道と建物敷地が一体となった空間として利用できるよう配慮する。 取組2-(3)-②	まちづくりガイドライン等に基づく誘導
	沿道で連続した開発事業等の新たなまちづくりが計画されている場合は、あらかじめ関係者で協議し、緑が連続的につながるよう配慮する。 取組2-(3)-②	まちづくりガイドライン等に基づく誘導
避難場所などの防災拠点・延焼防止	開発事業等においてオープンスペースを設ける場合は、地域防災への貢献、帰宅困難となった施設利用者の支援につながる防災設備の設置に配慮する。 取組3-(1)-①	まちづくりガイドライン等に基づく誘導
都市型水害の軽減	都市型水害対策として、雨水浸透施設、雨水貯留槽、透水性舗装等の設置に配慮する。 取組3-(2)-①	雨水流出抑制施設設置等
にぎわい創出	面積が大きな空間のスケールメリットを生かすため、開発事業等の新たなまちづくりの際に新設する公園は、オープンスペースと合わせて一体的な大空間を創出するよう配慮する。 取組4-(1)-③	まちづくりガイドライン等に基づく誘導
地域貢献の機会の創出	民有地の緑や水を活用した環境学習や農業体験など、企業の社会貢献活動と連携した取組に配慮する。 取組4-(2)-②	まちづくりガイドライン等に基づく誘導
歴史・文化に親しむ環境形成	新たな建築計画が立案される際には、既存の樹木、樹林の保全とともに、これら樹木、樹林を生かした緑地等の整備や、また、その土地の地形や歴史的背景、緑と水の関係も十分考慮した計画となるよう配慮する。 取組5-(1)-①	緑化計画書制度等

機能	配慮事項	関連する制度や根拠
歴史・文化に親しむ環境形成	「緑と歴史の散歩道」に沿って街路樹を育成するとともに、沿道の事業者等と連携し、建物敷地では接道部を中心とした緑化を進め、緑と歴史が感じられる空間づくりに配慮する。 取組5-(1)-②	緑化計画書制度等
国際都市にふさわしい環境形成	池、壁泉、流れ、噴水などの水施設の設置に配慮する。また、それらの水施設が、歴史的なつながりを持つ場合には、歴史的背景を生かした計画となるよう配慮する。 取組5-(2)-①	緑化計画書制度等
	隣接するオープンスペースのつながりに配慮する（オープンスペースを向けあう、隣接地と連続化することなどを意識する）ことで、広がりのある空間を創出するよう配慮する。 取組5-(2)-①	緑化計画書制度等
	古川に面する敷地において川に接する場所に緑化を図り、古川に架かる橋や川沿いの広場と一体となった地域に親しまれる水辺空間の形成に配慮する。 取組5-(2)-③	景観条例に基づく届出制度等（景観協議）
	都市と海が融合した貴重な海辺景観を保全、活用するとともに、台場などの歴史的資源や橋りょうや運河などのランドマークを生かした景観形成に配慮する。 取組5-(2)-③	景観条例に基づく届出制度等（景観協議）
まちの歴史を伝える緑と水を生かした景観形成	既存の樹木や樹林の保全に配慮する。 取組5-(3)-②	緑化計画書制度等
	緑の骨格を形成する斜面緑地を生かした計画となるよう配慮する。 取組5-(3)-②	緑化計画書制度等
	斜面緑地周辺では、斜面緑地と平行して単調な壁面が生じることを避け、斜面緑地との調和に配慮した形態・意匠となるよう配慮する。 取組5-(3)-⑤	景観条例に基づく届出制度等（景観協議）
	指定管理者、エリアマネジメント団体、企業等、多様な主体との連携に配慮する。 重(2)-①	まちづくりガイドライン等に基づく誘導

機能	配慮事項	関連する制度や根拠
	古川沿川での開発時には、古川の水質改善、水量の確保に向けた取組（部分分流や建物内での浄化等）の検討に配慮する。 重(4)-①	雨水流出抑制施設設置等 まちづくりガイドライン等に基づく誘導
	古川沿川での開発時には、古川に対して開放性のあるデザインやにぎわい施設と一体となった空間の整備を検討するよう配慮する。 重(4)-③	都市開発諸制度等

3 進捗管理

この計画に示した施策と取組を着実に進めていくため、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Action）のサイクルを継続的に進め、進捗管理を実施します。

具体的には、港区の関係部署で構成する「港区緑と水の総合計画推進委員会」が中心となって施策を推進し、定期的に各施策の進捗状況を点検します。また、各施策の進捗状況を港区から「港区緑と水の委員会」に報告し、「港区緑と水の委員会」からの意見を踏まえ施策・取組の見直しや、改善を行っていきます。

計画の見直しについては、おおむね5年ごとに実施する「港区みどりの実態調査」の結果を踏まえて、中間年次及び計画期間最終年次に目標及び施策の達成状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。見直しの際には、「港区緑と水の委員会」をはじめ、区民、事業者等の意見を幅広く反映していきます。

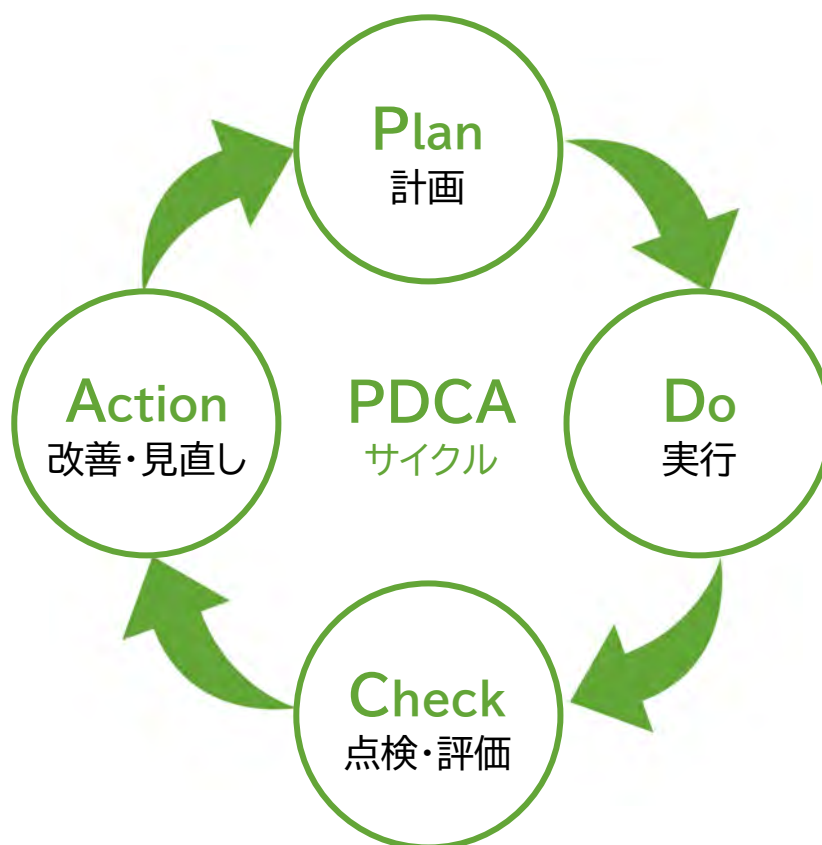


図6-3-1 PDCAサイクル

<取組一覧>

1 環境負荷の少ないまちが形成されている

1－(1)二酸化炭素を吸収・固定する緑の育成			
① 緑のカーテンプロジェクトの推進	掲載 ページ	区分	
● 建物を緑で包み、夏の強い日差しを和らげるため「緑のカーテン」の設置を進めます。また、モデルとなるよう区有施設が率先して緑のカーテンの設置・育成・管理を進めます。	62	継続	
● 緑のカーテンを住宅や事業所に広めていくため、広報、イベント等を通じて設置方法を普及していきます。	62	継続	
② 屋上緑化・壁面緑化の推進	掲載 ページ	区分	
● 近年の新たな緑化技術を踏まえ、省エネルギー効果もある屋上緑化や壁面緑化を誘導していきます。	62	継続	
1－(2)ヒートアイランド現象を緩和する緑と風の確保			
① 風の道の確保、クールスポットの形成	掲載 ページ	区分	
● 運河や緑地等のエリアの冷熱源からの風を都市空間内に導くため、連続したオープンスペース（開放的な空間）や、地上付近の通風・換気に有効な「風の道」の確保、その周辺の緑化、さらには木陰を多くつくるような暑熱環境対策に取り組めます。	63	継続	
● 点在する緑地は「クールスポット」を形成し、冷気が周囲に流出する「にじみ出し現象」が起こることから、積極的な緑の配置と確保を誘導します。	63	継続	
● 夏でも快適に歩ける屋外環境を創出するため、区内でも夏期日中の気温が高く、緑が少ないエリアを中心に、街路樹の育成、沿道の敷地と協力した高木の育成による緑陰形成を進めます。また、塀や建物壁面の緑化による建物からの照り返しの抑制、路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装等をあわせて進めます。	63	継続	
② 環境に配慮した公園づくり	掲載 ページ	区分	
● 公園のパーゴラ等に藤棚やよしずを設置し、緑陰を確保します。	64	継続	
● 公園等におけるヒートアイランド対策として、高木の植栽、裸地の芝生化・草地化などによる緑被地の創出、水面の確保、及び園路等については透水性舗装の整備を推進します。	64	継続	
1－(3)健全な水循環系の回復			
① 雨水を地中に浸透させる取組	掲載 ページ	区分	
● 公共施設や民間施設などにおける雨水浸透施設の設置や、公園における透水性舗装の整備を進め、雨水を地中に浸透させます。	65	継続	
● 雨水貯留施設設置に伴い、雨水流出抑制施設設置計画を協議する際には、貯留水の散水利用を施設設置者に要請していきます。	65	継続	
② 地下水涵養域における積極的な雨水浸透	掲載 ページ	区分	
● 地下水涵養域において雨水流出抑制施設設置計画を協議する際には、積極的な浸透施設の設置や貯留槽の再利用水の浸透（散水利用など）を施設設置者に要請していきます。	65	拡充	
● 地下水涵養域にある樹林地の保護樹林指定をめざし、樹林地の所有者へ協力を依頼していきます。	65	拡充	
1－(4)生物多様性に配慮した緑化			
① 生物多様性に配慮した緑化の誘導	掲載 ページ	区分	
● 生きものの生息・生育空間の保全・再生、生きものに配慮した緑地の維持管理を推進するため「生物多様性緑化ガイド」を活用し、緑化における生物多様性への配慮を誘導していきます。	68	継続	
● 「港区エコロジカルネットワーク将来像（2050年）」（図4-2-1-3）に位置付けられた供給地等の環境を向上させていくため、建築計画等の機会を通じて供給地周辺の緑を増やしていくとともに、鳥や昆虫が利用する樹木や草花の植栽、在来種の活用などを区民、事業者等に要請していきます。	68	継続	

② 公園・学校におけるビオトープづくりと維持管理・活用支援	掲載ページ	区分
● 生きものの生息・生育環境の保全・再生、環境学習の場となる空間の充実を図るため、学校や公園、公共施設等におけるビオトープづくりを進めます。	68	継続
● 整備したビオトープが生きものの生息・生育環境として維持されるよう、施設管理者に管理マニュアルを提供するなど、ビオトープを活用した環境学習や維持管理を支援します。	68	拡充
● ビオトープづくりに必要な知識を学び、実践する取組を継続し、公園のビオトープ等を拠点に、ビオトープづくり・管理の担い手を育てます。	68	継続
● 公園や水辺に生息、生育する多様な動植物を保全していくため、生きものに配慮した公園の維持管理を進めます	69	継続
③ 水辺の生物生息環境の再生	掲載ページ	区分
● 古川や運河において、護岸で分断されている陸域と水域の生きものの生息空間をつないでいくため、東京都と協力して、生きものの生息に配慮した護岸整備、水際の湿生植物の植栽、護岸緑化などを進めます。	69	継続
④ 緑資源の有効活用	掲載ページ	区分
● 道路や公園、公共施設等の維持管理を通じて収集される落ち葉、剪定枝、刈芝、草等は再資源化により有効活用します。	69	継続
⑤ カワセミの生息環境の整備	掲載ページ	区分
● 区有施設や公園の整備に際して、港区がめざす自然環境の保全・再生のシンボル「カワセミ」が採餌、営巣できる環境の整備に取り組みます。	69	新規

2 暮らしやすい生活環境が形成され、健康が向上している

2-(1)健康増進の場づくり		
① 健康増進プログラムの実施	掲載ページ	区分
● 公園での健康増進プログラム(ウォーキング、体操、太極拳、ヨガなど)の実施について検討します。	72	拡充
● オープンスペースを活用して健康増進プログラムを提供するなど、区民、在勤者の健康増進につながる支援の検討を誘導します。	72	新規
② 健康増進に関わるコースの緑の充実	掲載ページ	区分
● 「健康増進に関わるコース」上の道路緑化の推進や、沿道緑化を誘導します。	72	新規
2-(2) 子どもの遊び・子育て支援・教育・学習の場づくり		
① 生きもの、環境などの学習支援	掲載ページ	区分
● 小・中学生の環境に関する自主研究、学校内ビオトープづくりやその維持管理支援、小学校における生きもの学習を継続します。	74	継続
● みなと区民の森、お台場・運河・古川の水辺など、区内外の自然を活用した環境学習を行います。	74	継続
② 子どもの遊びのニーズへの配慮	掲載ページ	区分
● 公園では、あらゆる子どもたちのための遊びのプログラム(体験型遊び、自然工作、虫遊び、季節の草花観察、ブロック遊具遊びなど)の充実を図ります。	74	拡充
● 「子どもの遊び場ニーズが高いエリア」で オープンスペースを整備する際は、子どもの利用に配慮した施設整備やプログラムの検討を誘導します。	74	新規
● 公園が身近な自然とのふれあいの場となるよう、草地や樹林地などの多様な環境の確保、野鳥や昆虫の餌となる植物の植栽、子どもたちが自然とふれあい学ぶ場となるビオトープや田んぼ等、生物の生育空間の形成を進めます。	75	継続
③ 学校の緑化推進	掲載ページ	区分
● 学校が、環境に対する子どもたちの理解と認識をはぐくむ環境教育の場となるよう、緑のカーテンをはじめとした学校の緑化等を進めます。	75	継続

2-(3) 楽しく歩ける環境づくり		
① 維持管理の強化	掲載ページ	区分
● 街路樹を育成し、緑量(緑のボリューム)を増やしていくため、道路の空間構成、その道路の街路樹に求められる機能に適した樹種を選びます。特に広幅員の道路には高木、中木の複層的な植栽をめざします。	77	継続
● 街路樹の新設や更新の際には「花が楽しめる」「紅葉が楽しめる」「香りや実が楽しめる」など、新しい街路樹の魅力や価値を生み出す植栽の検討を行います。またそのような街路樹との関わりを通じて、緑を楽しむ機会を増やしていきます。	77	拡充
② 連続した緑化空間の誘導	掲載ページ	区分
● 開発事業等、新たなまちづくりが行われる際には、歩道と建物敷地が一体となった空間として利用できるように誘導します。	77	拡充
● 沿道で連続した開発事業等の新たなまちづくりが計画されている場合は、あらかじめ関係者で協議し、緑が連続的につながるよう検討を促します。	77	拡充
③ 街路樹のデータ管理と発信	掲載ページ	区分
● 全ての街路樹の状況を管理するため、毎年、GISデータの更新を行います。また、将来的にはホームページ等でのデータの公表をめざします。	77	新規
④ 街路樹ます等への草花植え付け	掲載ページ	区分
● 人通りの多い通りや公共施設の周辺の街路樹ますや植込み地などを、毎年継続的に四季折々の花で彩ります。	78	継続

3 安全・安心(防災・減災)が確保されている

3-(1) 避難場所などの防災拠点の形成・延焼防止		
① 防災の活動拠点	掲載ページ	区分
● 災害発生時等に身近な公園が一時的な避難生活や復旧活動の場として役立つよう、マンホールトイレ、かまどベンチの整備等を継続します。	82	継続
● 開発事業等においてオープンスペースを設ける場合は、地域防災への貢献、帰宅困難となった施設利用者の支援につながる防災設備の設置を誘導します。	82	継続
● 災害時において、救援物資及び災害対応人員の円滑な輸送が実施できるよう、関係機関と連携し、防災船着場(切り下げ護岸)の維持管理を継続します。	82	継続
● 災害対策用井戸を適切に維持管理するとともに、定期的に防災訓練などで使用することで、災害時に問題なく活用できるようにします。	82	継続
● 雨水や下水再生水などを防災活動や訓練などにおいて有効活用します。	82	継続
② 「防災」を知る機会をつくる	掲載ページ	区分
● 公園でのイベント時に防災施設やグッズを紹介する、またテントの組み立てなどの体験をとおして幅広く防災に関する知識を学ぶなど、多くの人々が「防災」を知る、興味を持つ機会をつくります。	83	拡充
③ 斜面緑地の安全性向上	掲載ページ	区分
● 土砂災害警戒区域等に指定された斜面緑地等は、緑の保全に配慮したがけや斜面地の改修・改良により、安全性の向上を図ります。	83	継続
④ オープンスペース率の向上	掲載ページ	区分
● オープンスペース率が低く、地震に関する地域危険度が中程度(ランク3)のエリアについては、新たなまちづくり等の機会を捉え、オープンスペースの設置や防災設備の設置を誘導します。	83	拡充

3-(2) 都市型水害の軽減		
① 雨水流出抑制の積極的な取組	掲載ページ	区分
● 都市型水害対策として、雨水浸透施設、雨水貯留槽、透水性舗装等の設置を進めます。	85	継続
● 雨水貯留施設を設置する場合には、雨水流出抑制施設設置計画の申請時等に貯留水の散水利用を設置者に要請していきます。	85	継続
● 公共施設や民間施設などにおける雨水浸透施設の設置や公園における透水性舗装の整備を進め、雨水を地中に浸透させます。	85	継続

4 人々の交流や地域コミュニティが活性化されている

4-(1) 地域のにぎわいづくり		
① 公園の活用	掲載ページ	区分
● 公園をより楽しく、まちのにぎわいを生み出す拠点としていくため、区民、事業者等と連携、協働してイベント開催や環境学習、ビオトープの管理、プレーパーク(冒険遊び場)の運営、ドッグランの設置・運営など、区民が主体となった公園の管理・運営活動、公園の活用を進めます。	88	継続
● それぞれの公園の特性や周辺のニーズに応じて利用者へのサービスを向上させ、また運営の充実を図っていくため、公園でのイベント等の開催の規制を緩和するなど、民間の参入を推進します。	88	拡充
② オープンスペースの活用	掲載ページ	区分
● 開発事業等の新たなまちづくりの際は、公園やオープンスペースの適切な配置や整備を誘導するとともに、オープンスペースの利活用を図ることで、「歩いていける範囲に公園・オープンスペースがないエリア」の解消をめざします。	88	拡充
● 地域に不足している、またその地域に新たに必要とされる緑と水の機能を補完できるようにオープンスペースを誘導します。	88	新規
③ 公園とオープンスペースのつながり	掲載ページ	区分
● 面積が大きな空間のスケールメリットを生かすため、開発事業等の新たなまちづくりの際に新設する公園は、オープンスペースと合わせて一体的な大空間を創出することをめざします。	88	拡充
④ 公園の再生と安全管理	掲載ページ	区分
● 子どもの遊びや環境学習、健康づくりに役立つ公園、地域の特性を生かした公園など、区民のニーズに合わせて公園の機能を見直し、区民協働による公園の再生計画づくりや改修を進めます。	89	継続
● 公園の周辺の状況や利用の変化に伴い、施設内容が利用実態に合わなくなった公園について、利用実態に即して施設の再整備を進めます。	89	継続
● 遊具の安全点検、樹木診断など、公園の安全点検を継続的に実施します。	89	継続
● 都市計画公園三田台公園の整備を推進します。	89	継続
● 都市計画公園の整備を進めるため、開発事業等の機運を捉え、公園まちづくり制度等を活用し、公園機能の早期発現と良好なまちづくりの実現に向けて取り組みます。	89	継続
4-(2) 地域貢献の場づくり		
① アドプト・プログラムの推進	掲載ページ	区分
● アドプト・プログラムの活動団体が情報交換、交流できる場の確保やプラットフォームの形成を検討し、活動団体の主体的活動を支援します。	90	継続
● 区ホームページや広報紙等を通じて、区民や事業者にアドプト・プログラムを周知していきます。	90	継続
② 事業者、NPO等との連携	掲載ページ	区分
● 民有地の緑や水を活用した環境学習や農業体験など、企業の社会貢献活動と連携した取組を推進します。	91	継続
③ みどりの活動員制度	掲載ページ	区分
● 民有地の緑の維持管理や、緑に関する知識の普及・啓発活動に自主的に取り組む区民及び活動を増やしていくため、みどりの活動員制度の普及を継続します。	91	継続

5 まちの魅力・風格が向上している

5-(1) 歴史・文化に親しむ場づくり			
① その土地ならではの歴史的な緑と水の保全	掲載 ページ	区分	
新たな建築計画が立案される際には、既存の樹木、樹林の保全とともに、これら樹木、 ● 樹林を生かした緑地等の整備を誘導します。また、その土地の地形や歴史的背景、緑と水の関係も十分考慮した計画となるよう誘導します。	94	新規	
② 緑と歴史を感じられる空間づくり	掲載 ページ	区分	
「緑と歴史の散歩道」に沿って街路樹を育成するとともに、沿道の事業者等と連携し、建 ● 物敷地では接道部を中心とした緑化を進め、緑と歴史を感じられる空間づくりを進めます。	94	拡充	
● マップや区ホームページなどにより「緑と歴史の散歩道」のコースや、コース沿いの自然や歴史情報の提供を検討します。	94	継続	
③ 文化資源の維持・保全	掲載 ページ	区分	
● 公園や道路にある彫刻や石碑を長期間良好な状態を保つため、継続的な維持管理を行います。	94	継続	
④ 民有緑地の公開	掲載 ページ	区分	
歴史のある庭園、湧水や樹林など豊かな自然が残る緑地等民有地の緑と水は、地域共有の資産として、区民が身近にふれあえる存在となることをめざします。そのため、様々な機会を捉え、緑地等の管理者・所有者へ公開を依頼するなど、長期的に取り組ま ● す。	94	継続	
5-(2) 国際都市にふさわしい魅力的な空間づくり			
① 魅力ある緑と水の空間創出	掲載 ページ	区分	
● 池、壁泉、流れ、噴水などの水施設の設置を誘導します。また、それらの水施設が、歴史的なつながりを持つ場合には、歴史的背景を生かした計画となるよう誘導します。	96	新規	
● 隣接するオープンスペースのつながりに配慮する(オープンスペースを向けあう、隣接地と連続化することなどを意識する)ことで、広がりのある空間を創出するよう誘導します。	96	新規	
② 古川、運河、お台場の海の水環境の向上	掲載 ページ	区分	
古川の清流復活・再生に向け、流路整正、河川清掃、しゅんせつ等の管理を効果的に実施するとともに、下水高度処理水や東京電力等からの滲出水を放流するなど浄化対策を推進します。 ●	96	継続	
③ 古川・運河・海辺の空間活用の推進と魅力向上	掲載 ページ	区分	
● 区民が水辺に親しめる空間を充実させていくため、古川や運河に沿った遊歩道の整備、運河沿緑地の連続化、アプローチの向上を進めます。	97	継続	
● 古川の整備にあわせて、護岸、隣接する公園や緑地の親水化を進めます。	97	継続	
● 古川に面する敷地において川に接する場所に緑化を図り、古川に架かる橋や川沿いの広場と一体となった地域に親しまれる水辺空間の形成を進めます。	97	継続	
● 運河を魅力ある空間としていくため、東京都や芝浦運河ルネサンス協議会、区民、事業者と連携、協働して、運河沿緑地における花や緑の育成、運河沿緑地やこれと一体となったオープンスペースの活用など、運河に沿った空間の活用を進めます。	97	継続	
● 運河や海辺を区民が一層ふれあえる場としていくため、区民・事業者と連携、協働して清掃活動や、環境学習の場としての活用を進めます。	97	継続	
● 都市と海が融合した貴重な海辺景観を保全、活用するとともに、台場などの歴史的資源や橋りょうや運河などのランドマークを生かした景観形成を進めます。	97	継続	

5-(3)まちの歴史を伝える緑と水を生かした景観の保全・創出		
① 優れた緑化事例の発信	掲載ページ	区分
● 多様な緑と水の機能を生かし、優れた緑化計画を行い、その緑地を維持している民間施設のうち特に優れたものを表彰する制度「港区みどりの街づくり賞」を継続します。	98	継続
● 良好な景観の形成の模範となる民間施設や活動を表彰する制度「港区景観街づくり賞」を継続します。	98	継続
② 既存樹木・樹林、斜面緑地の保全	掲載ページ	区分
● 既存の樹木や樹林の保全を進めます。	98	継続
● 緑の骨格を形成する斜面緑地を生かした計画となるよう誘導します。	98	継続
● 地域のシンボルとして広く親しまれている樹木や港区の自然、歴史、文化等の特性が外観に表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木は、景観重要樹木としての指定を検討します。	98	継続
③ 小規模緑地・大木の保全	掲載ページ	区分
● 生きものの生息・生育環境の保全、景観の形成、地下水の涵養など、多様な機能を持つ重要な緑地(斜面緑地等)については、保護樹木・保護樹林の指定、都市緑地法の制度(特別緑地保全地区制度、市民緑地制度等)活用などを通じて保全を進めます。	98	継続
④ 保護樹木・保護樹林制度の充実	掲載ページ	区分
● 保護樹木・保護樹林の指定地を区ホームページや広報紙等で紹介するなど、保護樹木・保護樹林制度の普及・啓発を進めます。	99	継続
● 環境保全、景観形成等の観点から特に重要で保全を強化すべき保護樹木・保護樹林について、特別保護樹木・特別保護樹林に指定することを検討します。	99	継続
● 保護樹木・保護樹林の所有者の負担を軽減し、指定を継続していくため、樹木医による定期診断への助成、区民や事業者等との協働による清掃支援、樹木・樹林の管理方法に関する情報提供など、所有者への支援の拡充を検討します。	99	継続
● 区民が自由に樹林内を散策できるなど、保護樹林が区民に積極的に公開されている場合について、特別保護樹林への指定、都市緑地法の市民緑地制度の活用、もしくは港区による維持管理支援など、所有者の負担軽減につながる支援策を検討します。	99	継続
⑤ 景観の誘導	掲載ページ	区分
● 景観形成特別地区に指定された区域において、各地区の景観形成の目標と方針に沿って緑豊かなまちづくり、水辺空間を生かした開放感ある景観形成を進めます。	99	継続
● 斜面緑地周辺では、斜面緑地と平行して単調な壁面が生じることを避け、斜面緑地との調和に配慮した形態・意匠となるよう誘導します。	99	継続
● 各地区の景観形成基準に沿って、建物の外壁や屋上の緑化、街路樹や公園の緑との連続性に配慮したオープンスペースの設置と緑化など、区民、事業者と連携して進めます。	99	継続

基盤的施策

① 緑と水に関する普及・啓発	掲載ページ	区分
● 人々が緑を楽しみ、ふれあうことができる機会を増やしていくため、草花や野菜の栽培ができる畑や田んぼなどの場の提供や、イベントの開催を行います。	100	継続
② 緑と水の調査、モニタリング	掲載ページ	区分
● 区民一人ひとりが身近な場所で港区の緑や水について調べ、情報を共有することを通じて、緑と水の大切さの理解を深められるよう、公園や学校を拠点とした生きものの調査など区民協働の環境調査を進めます。	100	継続
● 区民が継続的に調べた情報を登録し、集まった様々な情報を見ることができる仕組みづくりを進めます。	100	継続
● 区内の専門機関と協力した既存調査データの収集や、調査に関する協力関係の構築などを進め、調査データの充実を図ります。	100	継続

③ 港区みどりの実態調査、湧水に関する調査、港区生物現況調査	掲載 ページ	区分
● おおむね5年ごとに「港区みどりの実態調査」、おおむね20年ごとに「港区生物現況調査」を行い、緑の現況を把握するとともに変化の傾向を解析し、緑と水の環境の充実に向けた施策の充実を図ります	100	継続
● 緑被地の分布、大木の分布、街路樹・公共施設・屋上・壁面緑化の現況調査、湧水・地下水（湧水地の分布、流量）、緑被率、みどり率、雨水浸透域率などを継続的に調査し、結果を公表します。	100	継続
● 流出が認められる湧水について、季節変動とその要因、流量の長期的な変動を把握するため、定常的な流量調査の実施を検討します。	100	継続
● 現在も一定の流量がある湧水地を対象に、具体的な対策立案に必要な湧水の流量に関する基礎データを得るため、定常的な流量調査の実施を検討します。	100	継続
● 実質浸透域の現状を把握するため、流出が認められる湧水の近くの地下水涵養域を含む場所等にモデル地区を設定し、実質浸透域の計測を検討します。	100	継続
● 生物に関する現況調査を継続して実施するとともに、区民からの情報を収集するなど、区民協働による調査を実施します。	101	継続
④ 緑と水を守り育てる活動への財政的支援	掲載 ページ	区分
● 区民、事業者等による緑化活動、緑と水の維持管理に関する取組等に対する支援を進めるとともに、支援のさらなる充実を検討します。	101	継続
● 既存の樹木、樹林の保全や、区民や事業者による様々な緑化活動の支援の充実に向け、財団法人等の緑に関する基金など、港区の財源以外の様々な支援制度の活用を検討します。	101	継続

資料編

1 港区みどりを守る条例

○港区みどりを守る条例

昭和四十九年六月二十八日
条例第二十九号

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 みどりの保全(第七条—第十六条)
- 第三章 みどりの創出(第十七条・第十八条)
- 第四章 みどりの普及及び啓発(第十九条・第二十条)
- 第五章 雑則(第二十一条)
- 付則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、港区におけるみどりの保全及び創出に関し、必要な事項を定めることにより、区民が豊かなみどりのもたらす恩恵を享受し、快適な生活を営むことができる環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- 二 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- 三 みどり 樹木、樹林、生け垣、草花等の植物及び水、土壌、大気等の動植物の生息地又は生育地が一体となって構成された自然環境をいう。

(区長の責務)

第三条 区長は、区民及び事業者と協働し、あらゆる施策を通じて、みどりの保全及び創出に努めなければならない。

2 区長は、みどりの保全及び創出に関する区民の提案及び意見について、施策に反映するよう努めなければならない。

(区民の責務)

第四条 区民は、自ら進んでみどりの保全及び創出に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動を行うに当たって、積極的にみどりの保全及び創出に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

(基本方針の策定及び調査)

第六条 区長は、みどりの保全及び創出に関する基本方針を策定するとともに、おおむね五年ごとに緑地の状況等みどりの実態調査を行い、これを公表しなければならない。

2 区長は、前項の調査のほか、必要に応じて、区内に生息する生物の現況を調査するものとする。

第二章 みどりの保全

(保護樹木等の指定)

第七条 区長は、区規則で定める基準に該当する樹木、樹林及び生け垣(以下「樹木等」という。)について、所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)からの申請に基づき、保護し、育成すべき樹木等(以下「保護樹木等」という。)を指定するものとする。

2 前項の規定は、国、地方公共団体等が所有者等である樹木等については、適用しない。

(台帳)

第八条 区長は、保護樹木等に関する台帳を作成し、前条第一項の規定により保護樹木等を指定したときは、これに記録しなければならない。

(標識の設置)

第九条 区長は、第七条第一項の規定により保護樹木等を指定したときは、区規則で定めるところにより、これを表す標識を設置するものとする。

(保存義務)

第十条 保護樹木等の所有者等は、保護樹木等を良好な状態に保つように努めなければならない。

(指導)

第十一条 区長は、保護樹木等の所有者等に対し、保護樹木等の枯死又は損傷の防止その他の保全について、必要な指導をしなければならない。

(補助)

第十二条 区長は、第七条第一項の規定により指定した保護樹木等の保存に関し、必要があると認めるときは、予算の範囲内で費用の全部又は一部を補助することができる。

(届出事項)

第十三条 保護樹木等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- 一 保護樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- 二 所有者等が変わったとき又は所有者等の住所が変わったとき。
- 三 保護樹木等の移植等位置の変更を行うとき。
- 四 その他保護樹木等に異変があつたとき。

(指定の解除)

第十四条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

- 一 保護樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- 二 所有者等から指定解除の申請があつたとき。

2 前項に定めるほか、区長は、公益上必要があると認めるときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

(特別保護樹木等の指定等)

第十五条 区長は、区のみどりの象徴としてふさわしいと認める保護樹木等について、所有者等からの申請に基づき、特別に保護し、育成すべき保護樹木等(以下「特別保護樹木等」という。)を指定することができる。

2 第八条、第九条及び前条の規定は、前項の規定により指定された特別保護樹木等に準用する。

3 区長は、特別保護樹木等の所有者等から指定解除の申請があつたときは、当該特別保護樹木等の保存について、所有者等に要請することができる。

(その他のみどりの保全)

第十六条 区長、区民及び事業者は、保護樹木等以外の樹木等について、伐採等は極力避けるようその保全に努めなければならない。

2 区長、区民及び事業者は、水、土壌及び大気を良好な状態に保持するよう努めなければならない。

3 区長、区民及び事業者は、地下水及び湧水の涵養に努めなければならない。

4 区長、区民及び事業者は、斜面緑地(台地、丘陵地その他の起伏のある土地の斜面に形成された緑地で、自然環境が保全されているものをいう。)の保護に努めなければならない。

第三章 みどりの創出

(公共施設の緑化)

第十七条 区は、その設置し、又は管理する道路、河川、公園、公営住宅、学校、庁舎等(以下「公共施設」という。)について、区長が定める基準により、植樹するなどその緑化に努めなければならない。

- 2 国、地方公共団体等の機関は、その設置し、又は管理する公共施設について、前項の基準に準じてその緑化に努めなければならない。

(民間施設の緑化)

第十八条 区規則で定める面積以上の敷地を有する区民及び事業者は、その敷地に、区規則で定める基準により、樹木を植えるよう努めなければならない。

- 2 区長は、前項の基準を達成するため、区民及び事業者に対し、必要な助言又は勧告を行うことができる。
- 3 区長は、前項の勧告を受けた区民及び事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四章 みどりの普及及び啓発

(普及及び啓発)

第十九条 区長は、区民及び事業者と協働し、みどりの保全及び創出に関し、普及及び啓発に努めなければならない。

- 2 区長は、みどりの保全及び創出に取り組む者に対し、必要な技術的指導及び援助を行うことができる。

(みどりの活動員等)

第二十条 区長は、みどりの保全及び創出に関する活動を行う区民又は団体をみどりの活動員又はみどりの活動団体(以下「みどりの活動員等」という。)として認定することができる。

- 2 みどりの活動員等は、区の施策に協力するとともに、みどりの保全及び創出に関する活動及び知識の普及に努めなければならない。

第五章 雑則

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和五十四年三月一七日条例第一一号)

この条例は、昭和五十四年七月一日から施行する。

付 則(平成二十一年三月二五日条例第一〇号)

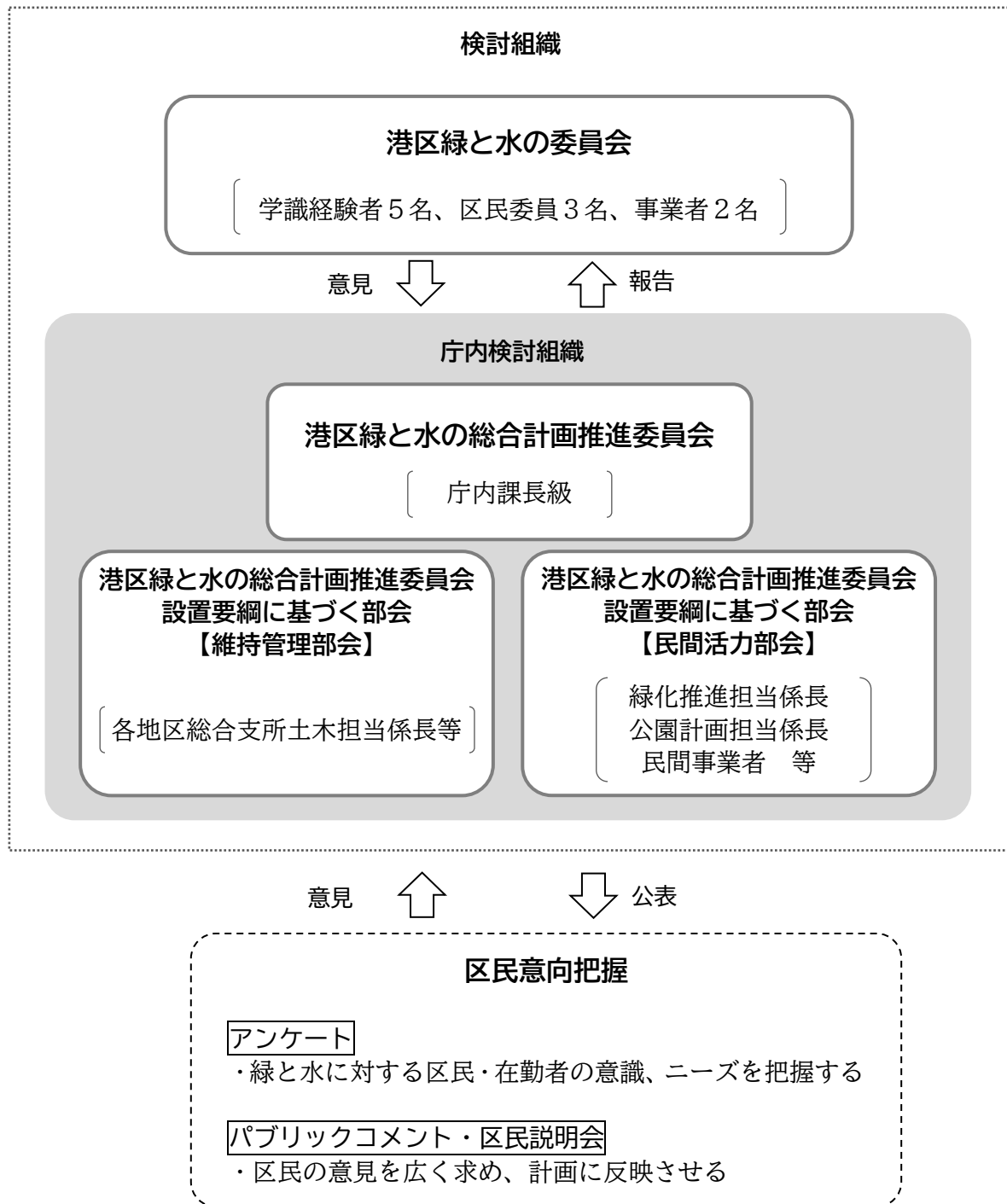
- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の港区みどりを守る条例第二十二条第一項の規定により委嘱されている緑化協力員については、平成二十二年三月三十一日までの間、なお従前の例により在職するものとする。

2 計画策定の経緯

(1) 検討経過

年度	月	全体の流れ	港区緑と水の委員会	港区緑と水の総合計画推進委員会	区民等の意向把握	その他
令和元（2019）年度	5			第1回 5月22日		
	6			民間活力部会		
	7		第5期第2回 8月5日	第2回 7月19日		
	8					
	9			維持管理部会	区民アンケート	
	10			維持管理部会		
	11		第5期第3回 11月20日	第3回 11月5日	在勤者アンケート	
	12			維持管理部会		
	1			維持管理部会		
	2			第4回 2月13日		
	3	策定の方向性（骨子） とりまとめ	第5期第4回 3月17日			
令和2（2020）年度	4					
	5					
	6			第1回 6月11日		
	7		第6期第1回 7月15日	維持管理部会		
	8			民間活力部会		
	9					
	10		第6期第2回 10月15日	第2回 10月12日		
	11	策定素案 とりまとめ				議会報告（建設常任委員会）
	12				パブリックメート 区民説明会	
	1		第6期第3回 1月28日	第3回 1月20日		
	2	策定				
	3					

(2) 検討体制



(3) 港区緑と水の委員会

①委員名簿

	氏 名	役 職 名 等	
委員長	一ノ瀬 友 博	慶應義塾大学 教授	学 識 経 験 者
副委員長	宮 本 仁 志	芝浦工業大学 教授	
委 員	鈴 木 秀 和	東京海洋大学 教授	
委 員	村 上 暁 信	筑波大学 教授	
委 員	山 崎 誠 子	日本大学短期大学部 准教授	
委 員	小 倉 敬 子	区民	区 民 及 び 事 業 者
委 員	加 生 武 秀	区民	
委 員	鎌 田 安里紗	区民	
委 員	池 田 俊 一	事業者 (生物多様性みなとネットワーク推薦) 日本電気株式会社	
委 員	浅 野 裕	事業者 (みなと環境にやさしい事業者会議推薦) 森ビル株式会社	

② 港区緑と水の委員会設置要綱

平成21年 7 月15日

21港環環第488号

(設置)

第1条 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に該当する港区緑と水の総合計画を策定し、港区みどりを守る条例（昭和49年港区条例第29号）に基づき港区における緑と水に関する施策を総合的に推進するため、港区緑と水の委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 港区緑と水の総合計画の策定に関すること。
- (2) 港区緑と水の総合計画の推進に関すること。
- (3) 港区における緑の保全、再生及び創出並びにその普及及び啓発に関する施策の推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者で区長が委嘱する委員10人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区民及び事業者 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験者のうちから委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の審議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、街づくり支援部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、街づくり支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

2 港区生物多様性推進委員会設置要綱（平成24年8月15日24港環環1616号）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 港区緑と水の総合計画推進委員会

①委員名簿

	役職名等
委員長	街づくり支援部長
副委員長	街づくり事業担当部長
委員	芝地区総合支所まちづくり課長
委員	麻布地区総合支所まちづくり課長
委員	赤坂地区総合支所まちづくり課長
委員	高輪地区総合支所まちづくり課長
委員	芝浦港南地区総合支所まちづくり課長
委員	街づくり支援部都市計画課長
委員	街づくり支援部建築課長
委員	街づくり支援部土木管理課長
委員	街づくり支援部開発指導課長
委員	街づくり支援部土木課長
委員	環境リサイクル支援部環境課長
委員	企画経営部企画課長
委員	企画経営部施設課長
委員	防災危機管理室防災課長
委員	教育委員会事務局教育推進部教育長室長
委員	教育委員会事務局学校教育部学校施設担当課長

②港区緑と水の総合計画推進委員会設置要綱

平成 21 年 7 月 30 日

21 港環計第 846 号

(設置)

第 1 条 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 4 条第 1 項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に該当する港区緑と水の総合計画を策定及び推進するため、港区緑と水の総合計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 港区緑と水の総合計画の策定に関すること。
- (2) 港区緑と水の総合計画の推進に関すること。
- (3) 港区における緑の保全、再生及び創出並びにその普及及び啓発に関する施策の推進に関すること。
- (4) その他緑と水の計画に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、街づくり支援部長をもって充て、会務を統括する。
- 3 副委員長は、街づくり事業担当部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(意見聴取)

第 4 条 推進委員会は、第 2 条各号に掲げる事項の検討にあたり、適時に、港区緑と水の委員会設置要綱(平成 21 年 7 月 15 日 21 港環第 488 号)により設置される港区緑と水の委員会の意見を聴くものとする。

(部会)

第 5 条 推進委員会は、所掌事項の円滑な遂行を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、街づくり支援部都市計画課長をもって充て、副部会長及び部会員は、職員のうちから委員長が指名する。

(運営)

第 6 条 推進委員会は委員長が招集する。

- 2 部会は、部会長が招集する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 推進委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員及び部会員以外の者に対して委員会及び部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 推進委員会及び部会の庶務は、街づくり支援部都市計画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

芝地区総合支所まちづくり課長

麻布地区総合支所まちづくり課長

赤坂地区総合支所まちづくり課長

高輪地区総合支所まちづくり課長

芝浦港南地区総合支所まちづくり課長

街づくり支援部都市計画課長

街づくり支援部建築課長

街づくり支援部土木管理課長

街づくり支援部開発指導課長

街づくり支援部土木課長

環境リサイクル支援部環境課長

企画経営部企画課長

企画経営部施設課長

防災危機管理室防災課長

教育委員会事務局教育推進部教育長室長

教育委員会事務局学校教育部学校施設担当課長

(5) 港区緑と水の総合計画推進委員会設置要綱に基づく維持管理部会

① 委員名簿

	役職名等
部会長	街づくり支援部都市計画課長
部会員	芝地区総合支所まちづくり課土木担当係長
部会員	麻布地区総合支所まちづくり課土木担当係長
部会員	赤坂地区総合支所まちづくり課土木担当係長
部会員	高輪地区総合支所まちづくり課土木担当係長
部会員	芝浦港南地区総合支所まちづくり課土木担当係長
部会員	街づくり支援部土木課公園計画担当係長

(6) 港区緑と水の総合計画推進委員会設置要綱に基づく民間活力部会

① 委員名簿

	役職名等
部会長	街づくり支援部都市計画課長
部会員	環境リサイクル支援部環境課緑化推進担当係長
部会員	街づくり支援部土木課公園計画担当係長

② 学識経験者

氏名	役職名等
一ノ瀬 友 博	慶應義塾大学 教授
村 上 暁 信	筑波大学 教授

③ オブザーバー

会社名
京浜急行電鉄株式会社
住友不動産株式会社
株式会社日建設計
日鉄興和不動産株式会社
株式会社日本設計
三井不動産株式会社
森ビル株式会社

3 用語解説

	用語	解説	ページ
あ	アドプト・プログラム	アドプトとは「養子にする」という意味。地域の道路・公園等を「養子」に、区民等で構成する団体等を「里親」に見立て、「養子」の美化、清掃等に「里親」が関与するという、一連の手続きをアドプト・プログラムと呼ぶ。  アドプト・プログラム	32 86 90 151
	雨庭	地上に降った雨水を下水道に直接放流することなく、一時的に貯留し、ゆっくり地中に浸透させる構造を持った緑地のこと。	49 142
え	エコロジカルネットワーク	生きものが移動できるよう、また生息しやすいよう、生息拠点となる大規模な緑地が小さな緑地や街路樹などでつながれた状態のこと。	8 他
	エリアマネジメント	地域の良好な環境を維持・発展させ地域の魅力や価値を向上させるための、住民、事業主、地権者等による地域主体のきめ細かなまちづくりの取組のこと。	105 145
	ABINC (エイビंक)	一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブが開発した、いきもの共生事業所推進ガイドラインの考え方に沿って計画・管理され、認証されたもの。 <ABINC認証事業所> ・六本木ヒルズクロスポイント（平成 25（2013）年認証） ・アークヒルズサウスタワー（平成 25（2013）年認証） ・東京ポートシティ竹芝オフィスタワー（令和 2（2020）年認証）	69
お	オープンスペース	本計画では、総合設計制度による公開空地、その他の都市開発諸制度による有効空地等のことをいう。民有地に設置された空地で、一般に開放され自由に通行や利用のできる、開放的で広がりのある空地のこと。	6 他
か	かまどベンチ	普段は普通のベンチだが、座る部分の板を外すと、かまどとして使用できるベンチ。	49 82 84 150
	感潮域	川の河口付近で、潮の満ち引きによって水の高さや流れの速さが変化する区域。	113
け	下水再生水	通常の下水处理に加え、ろ過やオゾン処理などさらに高度な処理を行った水。ここでは芝浦水再生センターで製造される再生水のこと。	82 150

	用語	解説	ページ
こ	公園	本計画では、公園、児童遊園、緑地、遊び場を指す。	1 他
	公園まちづくり制度	当初の都市計画決定からおおむね 50 年以上経過した長期未供用区域の一定規模以上を地区施設等の緑地として担保することを条件に、都市計画公園・緑地を変更する制度。	89 151
	高度処理水	下水処理水のちっ素、りんをより多く除去したもののこと。	96 113 152
	合流式下水道	家庭や事業所から排出される汚水と雨水を一つの下水道管で集め、処理する下水の方式。	113 114
さ	災害対策用井戸	公園等に設置し、災害時に生活用水として利用するための井戸。	82 84 150
し	実質浸透域率	港区総面積に対し、自然の浸透域だけでなく、雨水浸透ますや透水性舗装などの人工的な浸透施設を含めた浸透域の割合をいう。(浸透域+雨水浸透施設によって機能的に雨水が浸透する面積)/港区の総面積	35 85
	芝浦運河ルネサンス協議会	芝浦・海岸地域の魅力や活力を維持し掘り起こしてゆく地域活動の一環として、主に運河や運河沿緑地の利活用という側面に視点をおいて活動している団体。 	97 152
	市民緑地制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。 	98 99 153
	市民緑地認定制度	民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理しようとする者が、設置管理計画を作成し、認定を受けて一定期間緑地を設置管理できる制度。 	41 104
	斜面緑地	洪積台地、丘陵地その他の起伏のある土地の斜面に形成された緑地。	1 他

	用語	解説	ページ
し	樹林	樹木集団。港区みどりの実態調査では、200 m ² 以上の樹木被覆地を樹林としている。	1 他
	滲出水 (しんしゅつすい)	滲み出てきた水。ここでは、主に地下構造物（地下鉄や地下道など）に滲み出てくる水をいう。	96 113 126 152
	J H E P (ジェイハップ)	公益財団法人日本生態系協会が開発・運営する生物多様性の保全や回復に資する取組を定量的に評価、認証するもの。 < J H E P 認証施設 > ・ アークヒルズ仙石山森タワー（初回認証：平成 21（2009）年、第 1 回更新：平成 29（2017）年） ・ 虎ノ門ヒルズ森タワー（初回認証：平成 26（2014）年、第 1 回更新：令和 2（2020）年	69
た	帯水層	地下水によって飽和している地層。	66
	竹芝干潟	竹芝干潟では、かつて東京湾に多く生息した貝類、甲殻類など多様な生き物が生息できる環境の保全、再生をめざしている。	91
ち	地下水涵養	雨水・河川水などが地下に浸透して帯水層へ水が供給されること。	65 他
	地形を生かした緑の軸	地形的な連なりがあり、港区らしい景観を形成する斜面緑地が残る地形を「地形を生かした緑の軸」と位置付けた。環境保全や景観形成等の多様な機能を持つ。	52
	地震に関する地域危険度	東京都により調査公表しているもので、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度、総合危険度を町丁目ごとに 5 段階で評価している。	83 134 150
て	テレワーク	情報通信技術（ICT=Information and Communication Technology）を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。Tele=離れた所と work=働くを合わせた造語。	14 86
と	東京のしゃれた街並みづくり推進条例 (まちづくり団体の登録制度)	地域の特性を生かし、まちの魅力を高める活動を主体的に行う団体をまちづくり団体として登録することにより個性豊かで魅力のあるしゃれた街並みを形成するための条例。 東京のしゃれた街並み づくり推進条例	31 89 103

	用語	解説	ページ
と	道路を生かした緑の軸	港区周辺の主要な緑地等へのつながりを持ち、街路樹や沿道の緑化に厚み、広がり、連続性がある道路とその沿道を「道路を生かした緑の軸」と位置付けた。環境保全、景観形成、防災等の多様な機能を持つ。	52 110
	特別保護樹木・特別保護樹林	保護樹木・保護樹林の中でも、港区の緑の象徴としてふさわしく、特別に保護し育成すべきもの。	99 153
	特別緑地保全地区制度	都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為を制限することで現状凍結的に緑地を保全し、豊かな緑を将来に継承する制度（都市緑地法第12条）。指定された土地では建築行為、造成などの行為が制限されるが、固定資産税などの減免などの税制面での優遇措置がある。	98 153
	都市開発諸制度	公開空地の確保等の公共的な貢献を行う建築行為に対して、容積率や斜線制限などの建築規制を緩和することにより、市街地環境の向上に資する都市開発の誘致を図る制度で、再開発促進区を定める地区計画、特定街区、高度利用地区及び総合設計がある。 都市開発諸制度 	6 146
	都市計画公園	都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とし、公園・緑地として必要な区域を明確化して長期的な視点から計画的な整備を進めるため、都市計画に定める公園。 都市計画公園 	89 151
	都市再生特別地区	都市再生緊急整備地域内において、既存の用途地域等に基づく用途、容積率等の規制を適用除外とした上で、自由度の高い計画を定めることができる都市計画制度。 都市再生特別地区 	102
	土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）のこと。 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令の基準に該当するものを、都道府県知事が指定する区域。	80 83 150

	用語	解説	ページ
		土砂災害特別警戒区域：土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令の基準に該当するものを、都道府県知事が指定する区域。 土砂災害警戒区域など 	
ひ	ビオトープ	生物を意味する「bio」と場所を意味する「topos」の合成語で、あるまとまりをもった生きものの生息・生育空間のこと。	68 他
	ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象のこと。	14 他
	PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）のサイクル。本計画では進捗管理のこと。	13 147
ふ	プラットフォーム	運営のために必要な「共通の土台（基盤）となる標準環境」のこと。	90 151
ほ	防災船着場	災害時において、傷病者や医療従事者、帰宅困難者の輸送や、医療・緊急物資の物資輸送など、水上輸送の拠点となる船着場のこと。	82 138 150
	保護樹木・保護樹林・保護生垣	所有者の申請に基づき、港区が指定する樹木、樹林、生垣。保護する必要があると認められるもの。 保護樹木・保護樹林・保護生垣 	21 他
ま	マルシェ	フランス語で「市場」のこと。	102 103
	マンホールトイレ	普段はマンホールの状態だが、災害時にマンホールの蓋を開け、その上に組み立て式の仮設トイレを設置して使用するもの。	49 82 84 150
み	水の拠点	港区らしい緑と水が感じられる水辺等を、「水の拠点」と位置付けた。円の大きさは、「14の港区の緑と水の機能」が多いものを基礎として整理した。	52 126 138
	水の軸	古川の沿川、水の拠点を結ぶ運河沿いの一帯を「水の軸」と位置付けた。環境保全、景観形成、防災等の多様な機能を持つ。	52

	用語	解説	ページ
み	みどりの活動員	民間緑地の維持管理やみどりに関する知識の普及・啓発活動に自主的に取り組む区民・事業者を支援するみどりの活動員制度で認定された個人又は団体。	91 151
	緑の拠点	港区らしい緑と水が感じられる緑地等を「緑の拠点」と位置付けた。円の大きさは、「14の港区の緑と水の機能」が多いものを基礎として整理した。	52 120 138
	みどり率	緑被率に、公園内で緑に覆われていない部分と水面を加えたもの。	100 154
ゆ	湧水	地下水が地表に自然に出てきたもの。	1 他
り	緑被率	緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）が、区域面積に占める割合。	17 他
	緑化計画書制度	港区みどりを守る条例に基づき、新築や増改築などの計画時に区が緑化指導を行う制度。敷地面積 250 m ² 以上の敷地を対象とし、敷地面積、建物の延床面積、建物用途に応じて算出される基準緑化面積以上の緑化が求められる。 緑化計画書制度 	24 他
	緑化重点地区	都市緑地法に基づく「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のこと。	11
れ	レッドリスト	絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。 レッドリスト 	29

4 参考資料

本計画策定に当たり、検討の基とした資料、参考にした資料や用語等のさらに詳しい説明などを合わせて掲載します。

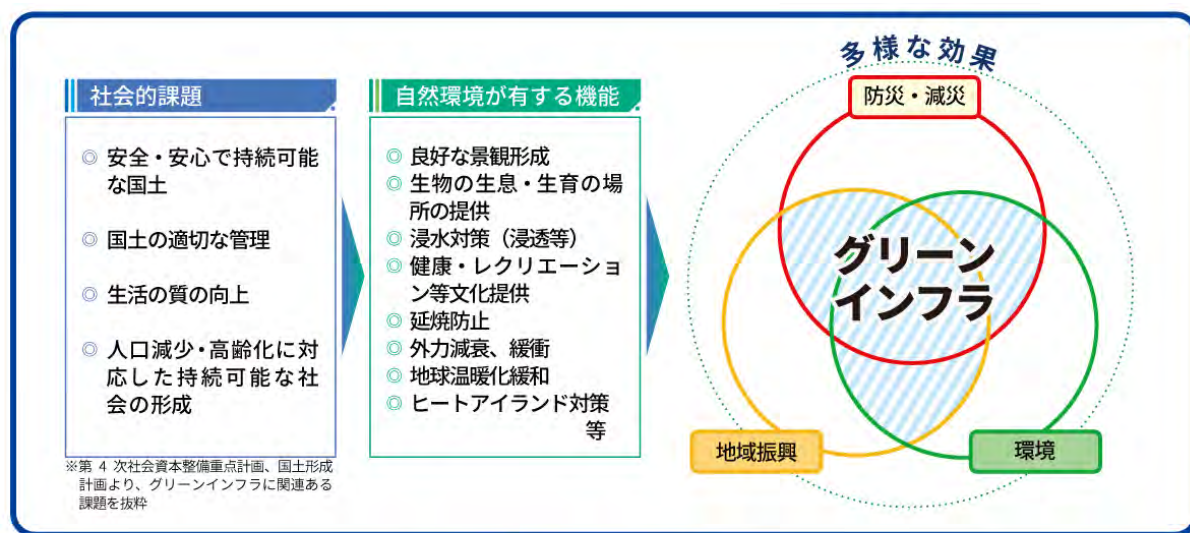
○グリーンインフラ：8、40 ページ

グリーンインフラは、米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方を基本としており、近年欧米を中心に取組が進められています。

国内では、平成 27（2015）年度に閣議決定された「国土形成計画」、「第 4 次社会資本整備重点計画」において、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。

「国土形成計画」では、グリーンインフラに関する取組として、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める」としています。

令和元（2019）年 7 月には、国土交通省から「グリーンインフラ推進戦略」が公表され、グリーンインフラの取組のさらなる推進が図られています。



○ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

○ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

グリーンインフラの考え方（出典：国土交通省ホームページ）

グリーンインフラ



○本計画に関連するSDGs（持続可能な開発目標）：40、55 ページ

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成 27（2015）年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすものです。

関連するSDGsのゴール	
	3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	4. 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	6. 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

SDGs



○緑と水によってめざすまちの姿のイメージの解説：47～51 ページ

環境負荷の少ないまちが形成されている



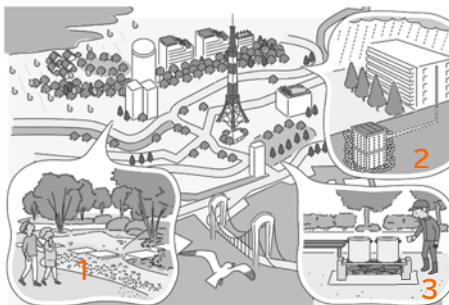
- 1 省エネルギーにも貢献する屋上緑化や壁面緑化
- 2 二酸化炭素を吸収する樹木
- 3 海風をまちに取り込む風の道
- 4 港区がめざす自然環境の保全・再生のシンボル「カワセミ」
- 5 多様な生きものがすむ水辺
- 6 雨水を地下にしみこめるとともに、昆虫などの生きものの生息空間となる草地
- 7 生きものを間近に見て学ぶ親子

暮らしやすい生活環境が形成され、健康が向上している



- 1 敷地と道路が一体となり緑のうらおいを感じることできる空間
- 2 子どもたちが安心して遊べる公園やオープンスペース
- 3 散歩の途中でひと休みできる木陰のベンチ
- 4 緑のボリュームが豊かな街路樹
- 5 四季の彩りや香りが楽しめる街路樹や草花

安全・安心（防災・減災）が確保されている



- 1 強い雨を一時的に貯めることができる雨庭
- 2 雨水を地下にしみこませる雨水浸透ます、浸透トレンチ
- 3 災害時に利用できるかまどベンチ

人々の交流や地域コミュニティが活性化されている



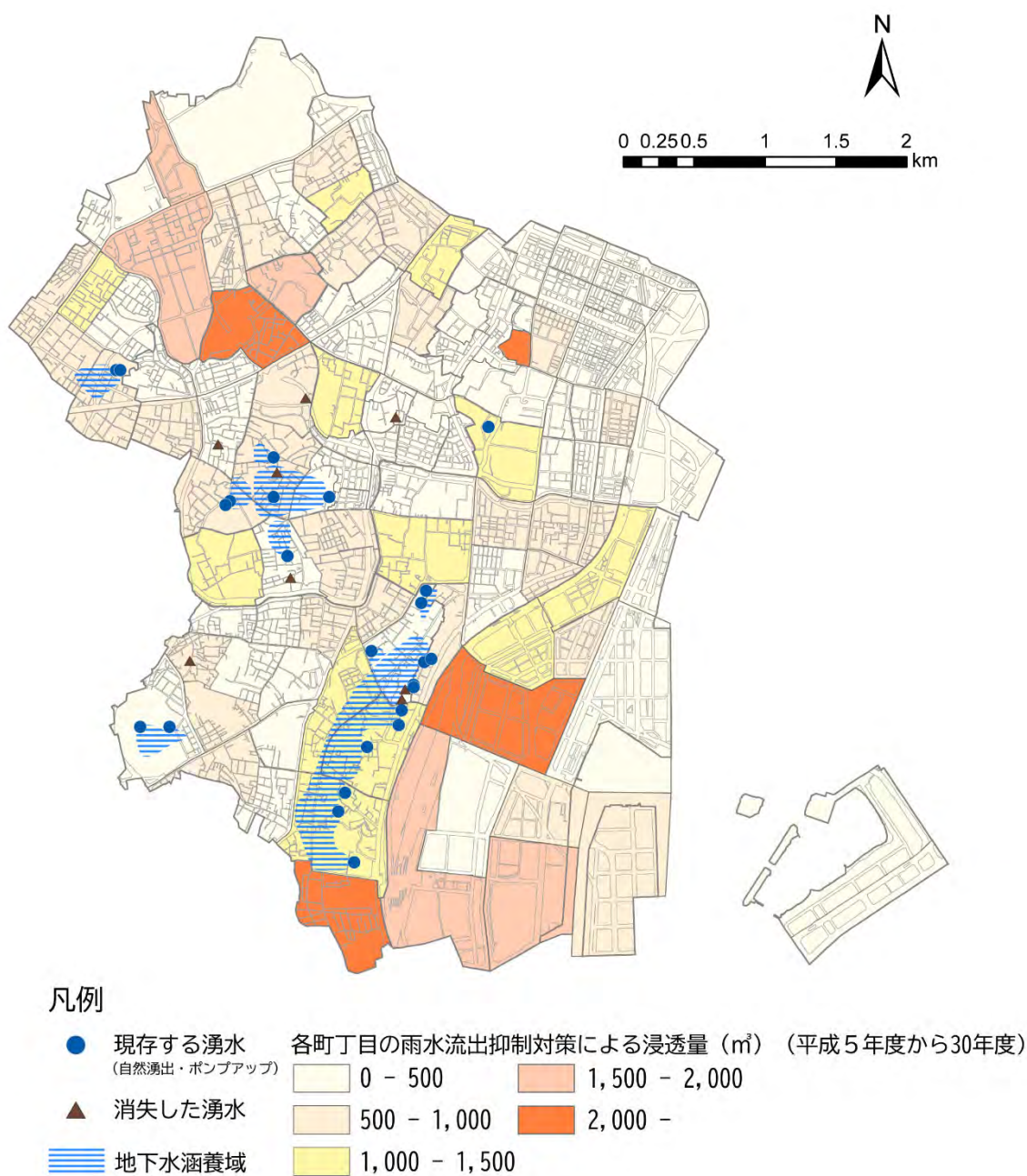
- 1 様々な活動ができる大きな芝生広場
- 2 アーティストの演奏が楽しめるオープンスペース
- 3 くつろぎや仕事の場として活用されるオープンカフェ
- 4 色とりどりの花を育てる地域住民や企業のボランティア活動

まちの魅力・風格が向上している



- 1 永く保全され景観形成に生かされた斜面緑地
- 2 寺社とゆかりのある緑
- 3 散歩や休憩をしたくなる魅力的な空間
- 4 魅力的な流れや噴水などの水施設
- 5 接道部が緑化され目でも楽しめる緑

○地下水涵養域の分布と雨水流出抑制対策による浸透量：65～67 ページ



(出典：「港区みどりの実態調査(第9次)」を基に作成)

地下水涵養域

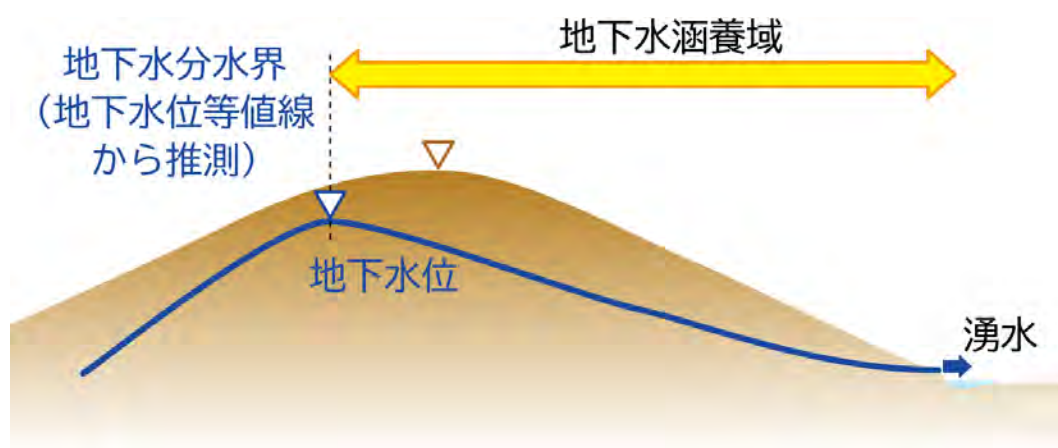


○地下水涵養域：65～67 ページ

個々の湧水の地下水脈を調べるためには、湧水に関わる詳細な地質・地下水調査が必要ですが、このような詳細な調査を実施することはなかなか困難であり、一般的には「地下水位等値線」を用いて「地下水涵養域」を把握しています。

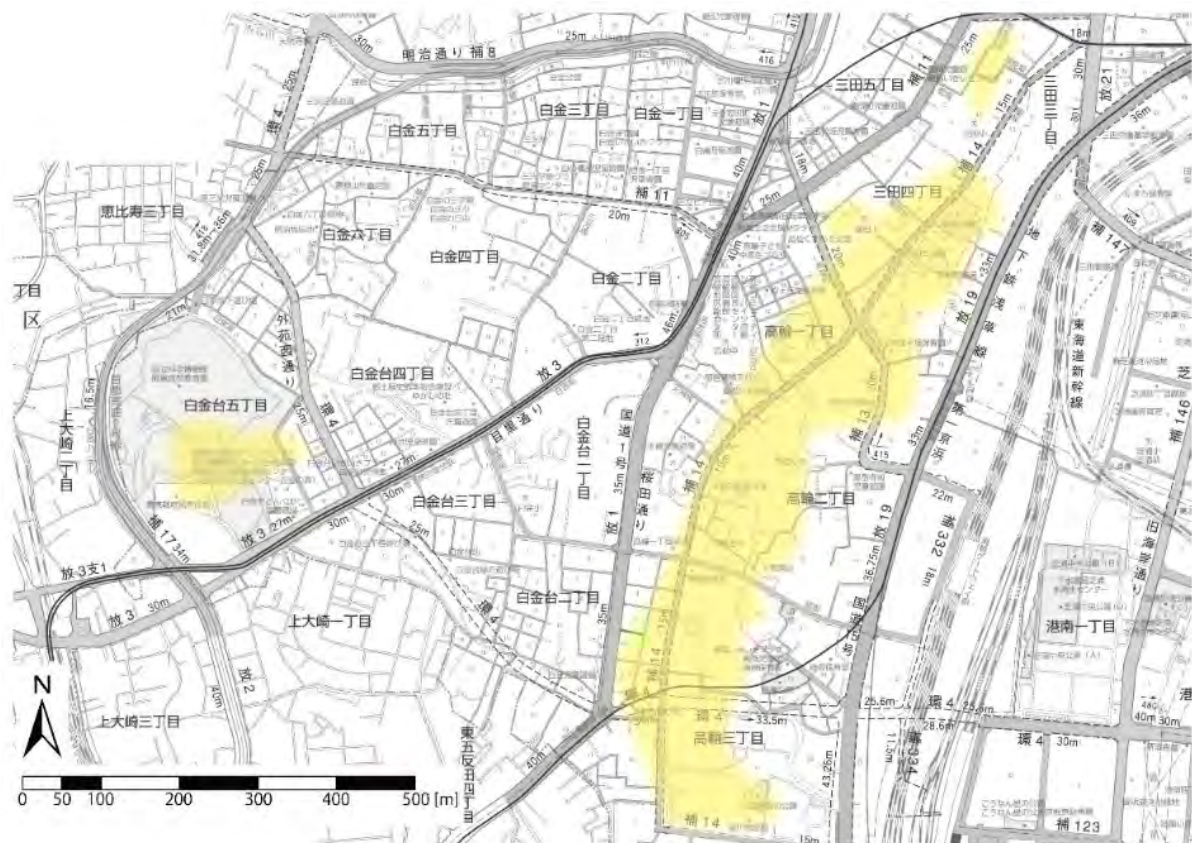
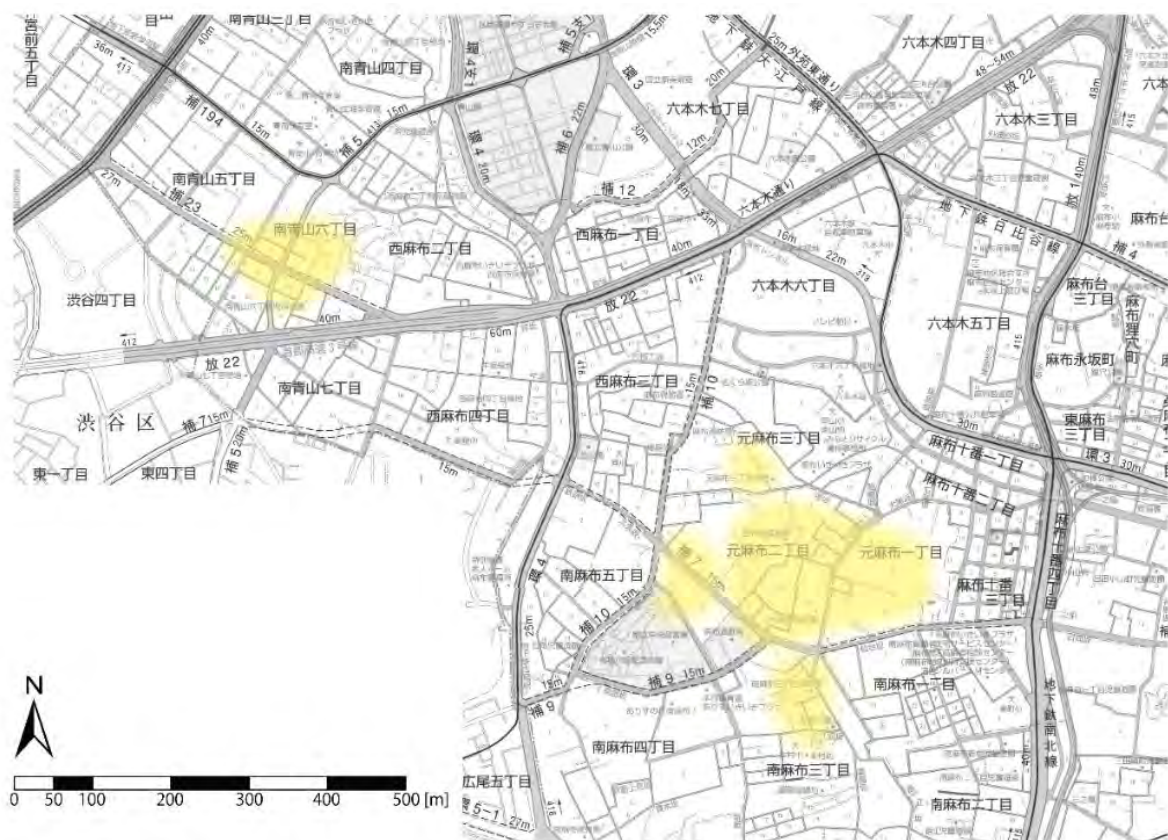
平成 28（2016）年度の港区みどりの実態調査において、33 か所の井戸の調査を実施し、豊水期（夏季）、渇水期（冬季）の測定水位と標高を元に地下水位の標高を算出し、「地下水位等値線」を整理しています。

湧水は地下水の流れの下流側に当たり、地下水分水界と湧水の範囲は、地下水の流動域とみなすことができます。この地下水分水界と湧水を結んだ範囲（湧水に向かう地下水の流動範囲）を「地下水涵養域」としています。



地下水涵養域の考え方

○地下水涵養域の拡大図：67 ページ



○インクルーシブ公園：76 ページ

インクルーシブとは「包括的な」という意味であることから、「インクルーシブ公園」は、年齢、性別、国籍、能力に関わらず、誰もが平等に遊べる公園のことです。

以前から「バリアフリー」＝「障壁を外す」という考え方がありました。例えば、車いす利用者をどのように公園に迎え入れるかという目的で、入口やそこから続く園路などの段差を解消する、また勾配の緩和を行うなどの対応を行ってきました。

続いて「ユニバーサルデザイン」＝「みんなのためのデザイン」は、障害者と健常者が共存し、障害者を特別扱いしない考え方です。公園では、園内の表示の多言語化などを進めてきました。

そして、「インクルーシブ」＝「中に組み入れる、すべてを含んだ、内包し除外しない」という意味で、ユニバーサルよりさらに広い概念となります。

「インクルーシブ」は、従来のバリアフリーやユニバーサルデザインの延長に表れる新しい動きとなるものです。



「インクルーシブ」のイメージ



ホールドできるハーネスタイプのブランコ(砧公園)

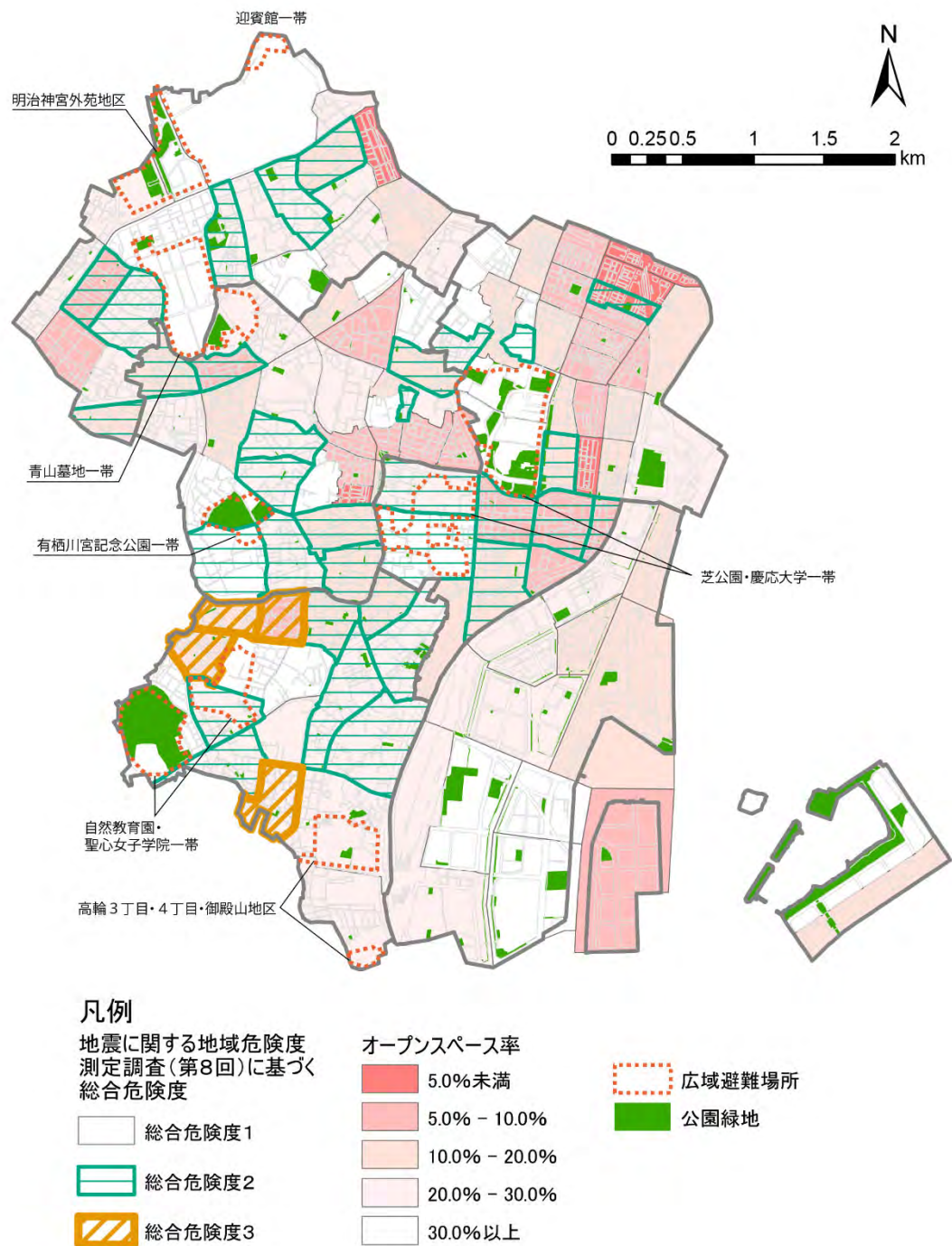


横になったり、座ったり、様々な姿勢で使用でき、
また、介助者も一緒に乗れるスイング

インクルーシブ公園



○ 地震に関する地域危険度とオープンスペース率：84 ページ



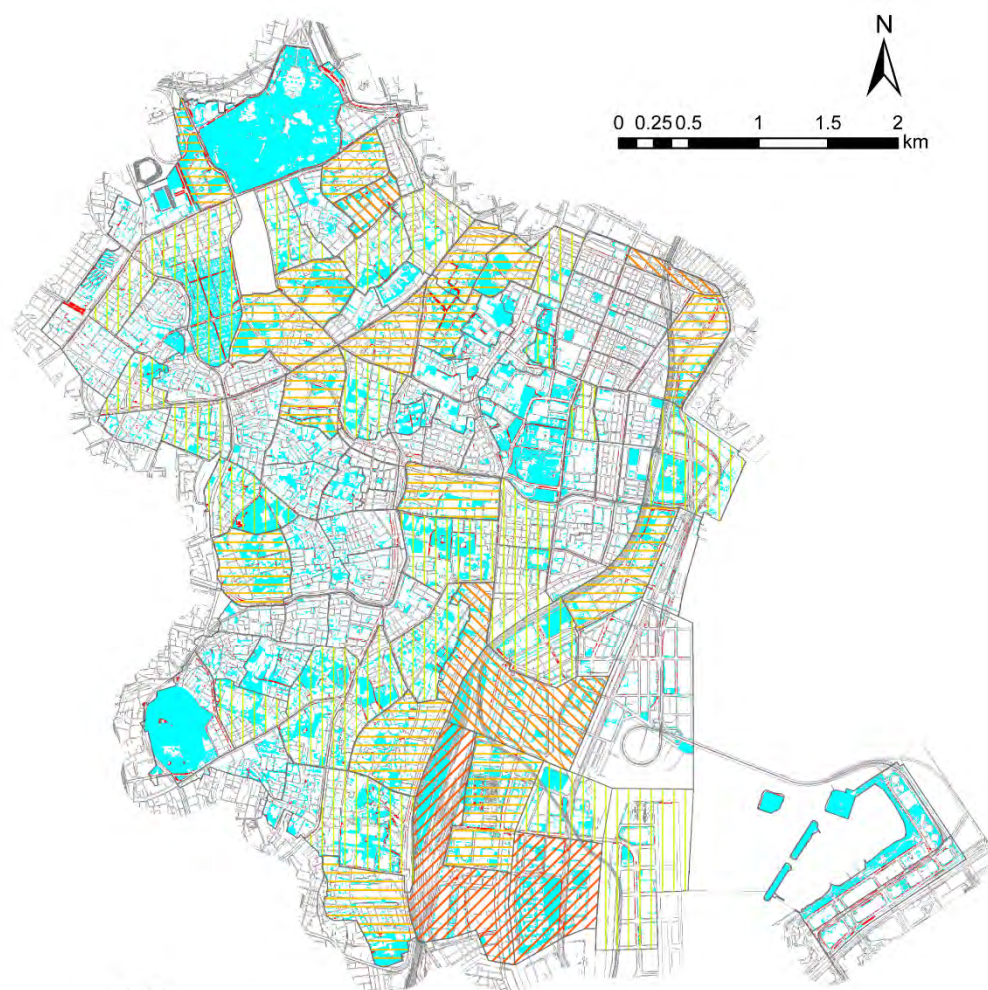
●オープンスペース率が低くかつ総合危険度が3：白金三丁目、五丁目、六丁目、白金台二丁目

●上記エリア内にある公園：白金公園、四の橋通児童遊園、三光児童遊園、雷神山児童遊園、奥三光児童遊園、白金児童遊園、明治坂緑地、白金六丁目緑地

地震に関する地域危険度



○ 浸透域の分布と雨水流出抑制対策量：85 ページ



凡例	
各町丁目の 雨水流出抑制対策量 (㎡) (平成5年度から30年度)	
	0 - 2,500
	2,500 - 5,000
	5,000 - 7,500
	7,500 - 10,000
	10,000 - 12,500
	浸透域
	不浸透域とする樹木被覆地
	不浸透域

(出典：「港区みどりの実態調査（第9次）」を基に作成)

●浸透域：草地＋裸地＋樹木被覆地

●不浸透域とする樹木被覆地：敷地面積 500 ㎡未満の樹木被覆地

浸透域分布図（平成28年度）



○運河、お台場の海の水質改善：96 ページ

港区は河川管理者として東京都と連携し、水質の改善に取り組んでいます。古川の水質改善に取り組むことで、古川とつながる運河やお台場の海についても水質の改善に寄与すると考えています。

東京都は運河、台場の海域の管理者として水質の改善に取り組んでおり、港区は水質調査を毎年実施しています。

芝浦水再生センターでは、降雨初期の特に汚れた下水を一時的に貯留する施設を既存施設を活用して整備することにより、放流先の運河や海の水質改善につながる取組を行っています。

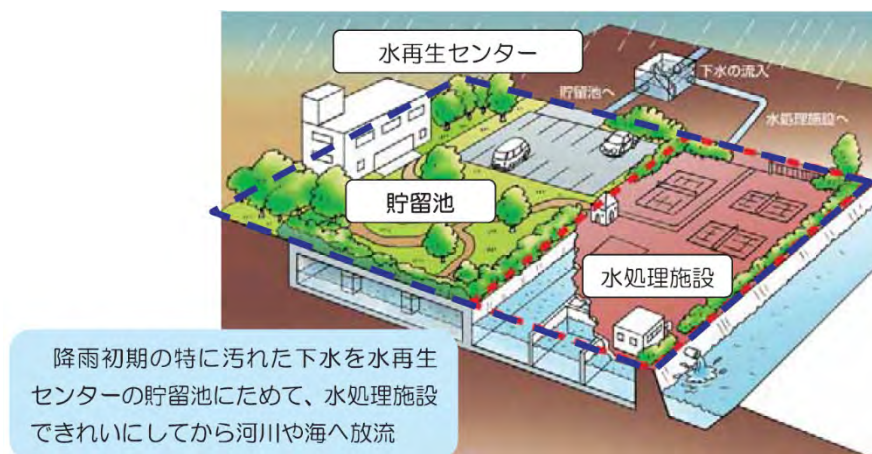


図 降雨初期の特に汚れた下水をためる貯留池
(出典：「新・合流改善クイックプラン」 東京都下水道局)



区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2020222-5011

港区緑と水の総合計画

令和3年（2021年）2月発行

編集・発行：港区街づくり支援部都市計画課

東京都港区芝公園1-5-25

03-3578-2111（代表）

<https://www.city.minato.tokyo.jp>



地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）2都市基交著第76号



港区緑と水の総合計画

令和3（2021）年2月